CEDAW 事前質問票に対する
JNNC 回答（暫定版 2022．3.1 現在）と第９回日本政府報告

※事前質問事項は、JNNC 訳、矢澤澄子・山下泰子監訳
※日本政府回答は内閣府男女共同参画ホームページから転載
（政府報告資料については、同ホームページを参照）

問１ 条約の法的地位、可視性、選択議定書の批准

条約の規定を国内立法に完全に取り入れるためにとられた措置に関する情報を提供してください。政府、省庁、議員及び司法に対して、条約と委員会の一般勧告に習熟させるため締約国によって行われた研修、能力構築と意識向上プログラムについて報告してください。そのような研修の影響評価が行われたかどうか示してください。国内裁判所において条約の規定が言及された判例を例示してください。前回総括所見（CEDAW/C/JPN/CO/7-8）及び 2018 年の普遍的定期的レビュー（UPR）の勧告（A/HRC/37/15, paras. 161.11,161.12）に沿って、選択議定書の批准に向けた締約国の検討について説明してください。未批准につながる批准の障碍について教えてください。選択議定書の批准のためのタイムフレームに関連して、「国会の承認」に向けた計画と展望についても報告してください。

＜NGO 回答＞

1　条約の規程を国内立法に取り入れるためにとられた措置について、政府回答は、憲法 98 条 2 項の規定を挙げ、本条約が国内法としての効力をすでに持っていると述べている。しかし、国内裁判所が女性差別撤廃条約の自動執行力を認めておらず、女性差別撤廃条約を裁判規範として性差別を救済した判例は皆無である。一刻も早く包括的な性差別禁止法を制定して、条約を実効性あるものにしなければならない。

2　2021 年 6 月、最高裁は、夫婦別姓訴訟で夫婦同姓を定める民法 750 条を合憲とする決定を下したが、少数意見として、女性差別撤廃条約条文や委員会の勧告を明示して同条を違憲とする見解が示されたことは注目に値する。

3　政府、省庁、議員及び司法に対する、研修、能力構築、意識向上プログラムは、とくに力を入れて取り組まれているとは言えない。それは、政府回答においても、条約と一般勧告を内閣府と外務省のホームページに掲載し、国会に情報提供していると述べるのみであることに示されている。政府、省庁、議員及び司法に対する研修、意識向上プログラムの必要性は計り知れない。また、総括所見（2016, para. 9(c)）が、選択議定書の先例についての法律専門家および法執行官への研修を行うこ

とを求めていることを踏まえ、実施を強く要請する。

4　選択議定書批准への検討は、進んでいない。批准のためのタイムフレームを回答するよう、NGO は政府に求めている。選択議定書批准を目的とする NGO「女性差別撤廃条約実現アクション」(OP CEDAW ACTION) は、日本全国 61 団体を擁している。2021 年の通常国会には、選択議定書の早期批准を求める請願署名 88,027 筆を提出したが、与党の賛成を得られず、不採択となっている。地方議会における選択議定書の早期批准を求める意見書採択は、129 議会となった。国会質問でも、2020 年 3 月には外務大臣が「関係省庁との間でずるずる引っ張るというのではなく、結論を出さなければならない」と述べているが、国会に批准案件の提案はなされていない。

＜政府報告＞

1　日本国憲法第 98 条第２項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と規定しており、本条約は、国内法としての効力をすでに持っている。

2　本条約及び委員会の一般勧告を内閣府及び外務省のホームページに掲載して周知している。 第７回及び第８回報告に対する委員会の最終見解を衆議院及び参議院に対して情報提供している。裁判官に対しては、司法研修所が、毎年、新しい職務またはポストに就く際の研修の中 で、本条約を始めとするジェンダー平等への意識を高める講演を行っているものと承知している。(特記事項：日本国憲法は、立法、行政及び司法の三権分立を規定している。)

3　女性の再婚禁止期間を定める法令の規定の憲法適合性が争点の１つとなった 2015 年 12 月　16 日の最高裁判所大法廷判決において、山浦善樹最高裁判所判事は、その意見の中で、「国連の自由権規約委員会や女子差別撤廃委員会から我が国に対し、再婚禁止期間の制度が国際条約における男女平等や自由に婚姻をすることができる旨の規定に違反するものとされ、1998 年以降、廃止すべきことの要請ないし勧告が繰り返しなされていることも重要な事実である。」旨言及した。夫婦同氏制を定める民法第 750 条の憲法適合性が争点となった 2021 年６月 23 日の最高裁判所決定では、同条は合憲であると判断されたが、一部の最高裁判所判事は同条が違憲であるとの意見であり、その根拠として委員会から勧告を受けたこと等に言及するものがあった。

4　本条約選択議定書が定める個人通報制度については、本条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度と認識している。第５次基本計画は、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める。」と定めている。個人通報制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や、同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があると認識している。「個人通報制度関係省庁研究会」において、人権諸条約に基づき設置された委員会に対する個人からの通報事例を可能な限り収集し、同委員会の対応について研究を行っている。最近では、2019 年４月と 2020 年８月に同研究会を開催した。 引き続き、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、制度の受入れの是非につき、真剣に検討を進めていく。

問 2 立法枠組みにおける差別の定義

委員会の前回総括所見に照らし、また条約第 1 条及び第 2 条に従い、直接差別、間接差別、並びに国家及び非国家行為者による公的領域・私的領域における差別を含む、女性に対する包括的な差別の定義を導入するために取った具体的な措置に関する情報を提供してください。マイノリティ女性と少女に対する複合的・交差的形態の差別を禁止し、彼女たちをハラスメントと暴力から保護するための包

括的差別禁止法に関する情報を提供してください。締約国におけるマイノリティ集団の女性に対する差別を撤廃するために取とられた措置の影響を監視し、または評価する独立した専門機関を設立することへの障碍について説明してください。現在女性が皇位を継ぐことを排除している皇室典範について、女性の皇位承継を可能にするために検討されている措置について詳細な情報を提供してください。

＜NGO 回答＞

1　日本に包括的差別禁止法はない。総括所見（2009. para. 22, 2016. para. 11）に照らし、条約第１条の差別の定義、第２条の締約国の差別撤廃義務を踏まえた、包括的な差別禁止法の制定は喫緊の課題である。

2　マイノリティ女性と少女に対する複合的・交差的形態の差別を禁止する包括的差別禁止に関する法律は存在しない。マイノリティ集団の女性に対する差別やハラスメントは、現に存在しており、独立した人権機関が必要である。

3　部落、外国出身者へのヘイトスピーチ、アイヌ民族に関する個別の法律はこの５年でできたが、いずれも差別の存在は認めているが禁止や罰則規定はない（アイヌ施策推進法のみ「禁止」規定あり）。さらに、それら集団の女性は男性と異なり複合的な差別に直面している事実は法的に認められていない。未だ必要な実態把握も行われていない。まずはその事実を認めて実態調査をすることが必要である。

4　障害者差別解消法はあるが、障害女性の複合差別・交差的差別を明確に記した項目はない。2021 年 5 月に改正された障害者差別解消法の付帯決議に明記された内容を実施する具体的措置が求められる。

5　女性の皇位継承については、2021 年 4 月に内閣府に「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する有識者会議が設置されたが、女性の皇位継承を可能にする検討や議論は行われていない。

＜政府報告＞

５　日本国憲法第１４条は、すべて国民は法の下に平等であって、性別により差別されない旨を規定している。基本法は、「男女共同参画社会の形成は（中略）男女が性別による差別的取扱いを受けないこと（中略）を旨として行わなければならない。」と規定している。「女子に対する差別」を第１条で定義している本条約は、国内法としての効力を持っている。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）は、雇用の分野における男女間の直接差別と間接差別を禁止している。

６　第５次基本計画は、マイノリティ・グループに属する女性及び女児の複合的な困難や彼女らに対する暴力について定めている。基本法に基づき設置された関係大臣及びジェンダーに関し優れた識見を有する者から構成される男女共同参画会議が第５次基本計画に基づく施策の実施を監視する。

７　我が国の皇室制度も諸外国の王室制度も、それぞれの国の歴史や伝統を背景に、国民の支持を得て今日に至っているものであり、皇室典範に定める我が

国の皇位継承の在り方は、国家の基本に関わる事項である。女性に対する差別の撤廃を目的とする本条約の趣旨に照らし、委員会が我が国の皇室典範について取り上げることは適当ではない。

問 3 立法枠組みにおける差別の定義

締約国の条約第 1 条及び第 2 条の下の義務、及びあらゆる場におけるすべての女性と少女に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための持続可能な開発目標の目標 5.1 と指標 5.1.1 に従い、締約国における立法及び政策の調和プロセスの完了、及び条約がカバーする範囲のあらゆる分野における性別に基づく平等と非差別の促進、執行とモニタリングのタイムラインを明示してください。

＜NGO 回答＞

1　日本には、条約第 1 条、第 2 条の義務を規定した性差別禁止法はまだない。

2　第５次基本計画では、CEDAW から再三勧告を受けている性差別禁止法の制定、選択議定書の批准、選択的夫婦別氏制度の導入等について、具体的なタイムラインが示されていない。LGBTQI についての言及もない。また 2003 年から国の数値目標とされてきた「2020 年までにあらゆる分野における指導的地位に占める女性の割合を少なくとも 30％とする」ことは、結局、実現できなかったため、第５次基本計画では「2020 年代の可能な限り早期に 30％程度となるよう目指して取組を進める」と年限の明記を避け、目標も低く設定された。

3　第５次基本計画の執行・モニタリングに関し、早急にタイムラインを公表すべきである。またモニタリング体制の恒久的整備に向けて基本法の一部改正等も検討課題となる。

4　持続可能な開発目標（SDGs）に関しては、内閣総理大臣の下に推進本部が設けられ、マルチステークホルダーによる円卓会議が設けられている。しかし、会議は年に２回程度しか開催されず、執行・モニタリング機関としての機能は不十分である。「SDGs 実施指針」は 2019 年に 3 年ぶりに改訂され、優先課題にジェンダー平等の実現が入ることになったが、具体的な取り組みに欠けている。SDGs のアクションプランには「女性のエンパワーメント」に関する施策は多いが、ジェンダー平等への取り組み、とくにジェンダー差別的な法律の改正などの取り組みが盛り込まれていない。差別解消に向けたより積極的な取り組みを打ち出すべきである。より強力な執行・モニタリングのためには、ジェンダー統計の充実が必須である。またモニタリングに、市民社会、若者、脆弱な層の人々の参画を推進することが必要である。

＜政府報告＞

8　基本法は、男女共同参画社会の形成（男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること。）の促進に関する基本計画を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを規定している。第５次基本計画は、持続可能な開発目標（SDGs）を始めとする我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る各種の多国間合意

の着実な履行の観点も踏まえ、2025 年度末までの具体的な取組と成果目標を定めている。また、その具体的施策については、男女共同参画会議が、第５次基本計画に基づく施策の実施を監視し、必要があると認めるときは、 内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べると定めている。

問４ 立法枠組みにおける差別の定義

最近採択された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」と「部落差別の解消の推進に関する法律」の２つの立法枠組みには、ジェンダーの視点、及びマイノリティ女性と少女に対するヘイトスピーチ犯罪に対する制裁と救済の規定が欠けている、と委員会に報告されています。また、両法律ともその範囲において、アイヌ女性と少女を差別から保護していないと報告されています。これらの欠缺に対処するために検討されている締約国の措置を述べてください。委員会の総括所見の勧告（para.13(a)）に関連して、結婚の際、結婚前の姓を保持する女性の選択を保護する立法を採択するために取られた行動に関する情報を提供してください。最近の民法改正が再婚禁止期間を 100 日と規定していることから、現在女性だけに存在する、離婚後再婚するまでの待機期間の廃止に向けて検討されている措置について詳しく述べてください。

＜NGO 回答＞

1　ジェンダーの視点や差別の交差性の問題は「ヘイトスピーチ解消法」および「部落差別解消推進法」の枠組みには含まれていない。両法律ともに問題への対処として、啓発や教育による解消をめざし、被害に対する相談事業の提供をメインにしている。法務省人権擁護局はこれら法律のもと、人権啓発事業としてポスターや冊子を作成・配布している。しかし、それらにはジェンダーの視点や複合差別の問題は反映されていない。人権擁護局の人権相談事業で扱った問題について毎年だされる統計発表にもこの視点は反映されていない。啓発と相談を中心に法務省と文科省は毎年人権白書を出しており、部落、アイヌ、外国人、障害者などの項目はあるが、啓発と相談において政府が行ったことについて報告をしているだけで、これらコミュニティ、さらにはその女性たちが、どのような人権問題に直面してどのような影響をうけたのかという実態を示す報告はない。政府による実態把握は不可欠である。

2　選択的夫婦別姓を求めた二度目の裁判で、最高裁は 2021 年 6 月、夫婦同姓を義務付ける民法や戸籍法を合憲としたうえで、法改正の判断を国会に委ねた。政府や報道機関の全ての世論調査で選択的夫婦別姓に賛成が反対を大きく上回り、全国の地方議会から法改正を求める意見書が採択されたことから、与党内でも法改正に向けた動きが活発化した。政府は、第 5 次男女共同参画基本計画の原案に、家制度に固執する保守派議員が激しく抵抗し、旧姓の通称使用の拡大のみを盛り込み、選択的夫婦別姓の用語すら使わせず、後退させた。政府が司法判断を踏まえ第 5 次基本計画に基づき行うとしている限り、選択的夫婦別姓の実現はほぼ不可能である。

　選択的夫婦別姓は、女性差別撤廃条約第７回第８回日本政府報告審査で、フォローアップの対象とされた。委員会が 2018 年 12 月 17 日に日本政府にフォローアップ報告の評価文書を送ったが、外

務省は 2 年間も所管の男女共同参画局へ評価文書の存在を知らせず、公表もしていなかった。外務大臣が国会で、「国民の知る権利の観点からも問題であった」と謝罪したが、委員会の審査（勧告）以降、国会議員が委員会や委員を批判する発言していることが影響している。

3　再婚禁止期間は、法制審議会で撤廃の検討がなされている。

＜政府報告＞

9　第５次基本計画は、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題　（部落差別）に関することに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々に対し、実態の把握に努め、人権教育及び啓発活動の促進や人権侵害の疑いのある事案を 認知した場合の調査救済活動の取組を進めることを定めている。本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下、「ヘイトスピーチ解消法」という。）及び部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、女性及び女児を被害者とする人権侵害を含む人権問題について、人権啓発活動や相談体制の充実に取り組んでいる。人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、所要の調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

10 民法第 750 条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」旨定めており、夫婦は、その合意により、夫又は妻のいずれかの氏を称することとなるが、希望すれば夫婦のいずれもが結婚前の氏を名乗れる選択的夫婦別氏制度も含め、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、第５次基本計画は、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めることを定めている。また、ホームページなどでの情報提供を通じて、国民や国会での議論が深まるよう取り組んでいる。さらに、第５次基本計画は、旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組むことを定めている。 再婚禁止期間は嫡出推定が重複する事態を回避するために必要であると解されている。現在、嫡出推定制度の見直しに向けた検討を行っており、その検討も踏まえ、再婚禁止期間の在り方について検討する必要があると考えている。

問５　国内人権機構

委員会の前回総括所見の勧告（para.15）に沿って、人権の促進と保護のための国内機関（訳注：国内人権機関）の地位に関する原則（パリ原則）に沿う、女性の権利を含む幅広い任務・権限を持つ国内人権機関の設立に向けて締約国が取った措置について示してください。2012 年に、「人権委員会設置法案」が準備され、国会に提出されたが、現在まで進展はないと報告されています。法案成立を遅らせている障碍を克服するための取り組みについて詳しく述べてください。

＜NGO 回答＞

1　政府は、2002 年 3 月に人権擁護法案を、2012 年 12 月に人権委員会設置法案を国会に提出したが、いずれも廃案となり、それ以降、国内人権機関設置は議論されていない。

2　日本は、国連人権理事会による普遍的・定期的審査（UPR）の 2017 年第 3 サイクルで、17 カ国から国内人権機関の設置に関する勧告を受け、そのすべてに対し、「フォローアップを受け入れる」と回答している（2018 年 3 月）。にもかかわらず、何らの取り組みもしていない。

3　政府回答は、人権擁護委員の活動を上げているが、これは法務大臣から委嘱されて人権相談に当た

ったりする無報酬の民間人の活動であって、国の人権状況をモニターし、条約審査への独自報告を提出したりするパリ原則に基づく独立した国内人権機関ではない。女性差別撤廃条約の実効化のためにも、一日も早く国内人権機関を設置する必要がある。

＜政府報告＞

11 人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況も踏まえ、適切に検討しているところである。全国50か所の法務局、地方法務局及びその支局（合計 311 か所）における職員及び全国約１万４千人の人権擁護委員が人権相談に応じており、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合、所要の調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

問６ 女性の地位向上のための国内本部機構

委員会の前回総括所見（para.16）に沿って、男女共同参画会議および男女共同参画推進連携会議の任務・権限が定義されているかどうか教えてください。男女共同参画局、男女共同参画会議及び推進連携会議の間の、ジェンダー予算を含む、ジェンダー主流化のための政策・プログラムの調整を確保するメカニズムについて報告してください。第 5 次男女共同参画基本計画が本条約の主旨に合致して実施されているか監視するシステムの設置に配分された人的・財政的資源、並びに取られた措置についてデータを提供してください。

＜NGO 回答＞

1 国際基準による女性の人権実現への政府の基本姿勢は消極的で、ジェンダー平等推進への世界の動きから大きく立ち遅れている。

2 第５次基本計画の効果的な実施には、男女共同参画会議に常設の女性差別撤廃条約監視専門調査会を置き、条約の完全な実施に向けて、同計画の遂行を継続的に監視し、影響調査・評価（ジェンダー監査）等を行う体系的な仕組みづくりが必要である。

3 第５次基本計画の執行・モニタリングに関し、2021 年５月に男女共同参画会議に「計画実行・監視専門調査会」が設置されたが、条約の完全実施に向けて役割を強化し、2 年後の計画のフォローアップに向けたモニタリングの項目・タイムラインを公表すべきである。

4 国内本部機構でジェンダー主流化に向けた政策・プログラムを調整するメカニズムとして、各政策の PDCA サイクルに沿ってジェンダー予算の視点による政策実施の横断的仕組みが求められる。そのため、男女共同参画推進本部、男女共同参画会議、男女共同参画局の任務・権限・連携の強化が重要である。ジェンダー統計の体系的整備・充実と「見える化」は、政策推進のツールとして不可欠である。また男女共同参画推進本部長（総理大臣）のリーダーシップを強化し、財務省とも連携し、十分な財政的裏付けをもつ必要がある。

5 政策推進メカニズムには、熱意と専門性を備えた多様な人材を配置し、各世代の市民（特に若い世

代）やＮＧＯ等の参画を一定割合確保し、継続性・発展性ある参加型政策の立案、調整、監視・影響調査・評価を切れ目なく行うべきである。

6　国会にはジェンダー主流化実現のための常設委員会を置き、ジェンダー平等政策の推進体制（立法政策とジェンダー監査実施等の実施体制）を充実する必要がある。

＜政府報告＞

12 男女共同参画会議の権限は、基本法において、次のとおり規定している。（１）内閣総理大臣が作成する男女共同参画基本計画の案について意見を述べること。（２）基本的な方針や政策、重要事項を調査審議し、内閣総理大臣や関係大臣に対して意見を述べること。（３）ジェンダー施策の実施状況を監視するとともに、政府の施策が及ぼす影響を調査し、内閣総理大臣や関係大臣に意見を述べること。 また、男女共同参画推進連携会議の権限は、男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進することであることを、内閣官房長官が定めている。

第５次基本計画は、あらゆる分野においてジェンダーの視点を確保し施策に反映する（ジェ ンダー主流化）ため、次のことを定めている。（１）男女共同参画会議において、第５次基本計画の進捗状況を検証する、集中的に議論すべき課題や新たな課題について調査審議を行う、成果目標の達成状況について、中間年に点検・評価すること。（２）男女共同参画会議の意見を踏まえ、毎年６月を目途に重点方針を決定し、予算編成に反映させること（ジェンダー予算）。（３）男女共同参画推進連携会議の場を活用し、意見交換や情報共有、市民社会との対話を行うこと。

13 国内本部機構の事務局である内閣府男女共同参画局は、職員が 77 名であり、2020 年度の予算は 37 億円である。第５次基本計画における施策の実施の監視については、今後、男女共同参画会議が行い、必要に応じ、内閣総理大臣や関係大臣に対して意見を述べる。

問７ 暫定的特別措置

男女間の事実上の平等を加速するために第 4 次男女共同参画基本計画において設定された数値目標の影響と成果に関する情報を提供してください。条約第４条第１項及び委員会の暫定的特別措置に関する一般勧告第２５号（2004）に従い、法令によるクオータ制を採用する取り組みについて報告してください。また、条約のすべての分野におけるマイノリティ女性と障がいのある女性の権利強化のための措置に関する情報も提供してください。第５次男女共同参画基本計画において女性の地位向上に特定して設定された目標と指標について詳しく述べてください。

＜NGO 回答＞

1　2021 年６月、セクハラ・マタハラ防止策など女性議員増を阻む壁の除去を盛り込み「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が改正されたが、候補者女性比率の目標値は組み込めなかった。一方、第５次基本計画では、衆・参議員候補者に占める女性割合を 2025 年までに 35%以上とすることを努力目標に設定した。しかし 2021 年法改正後初の衆議院選挙でも女性候補者比率 17.7%と低いままで、当選者比率は 9.7%、45 人と解散前より数・比率共に減った。女性議員比率最低は最大与党自民党の 7.7%で、同党は候補者比率の目標値を定めなかった。

クオータ制推進を求める市民団体は、クオータ制の法制化を視野に入れ、候補者女性比率の目標値設定の義務化、女性割合35%の早期実現へ向けて働きかけを強める。

2　マイノリティ女性の権利に関して、第５次基本計画では貧困等生活上の困難に直面する女性への支援という枠組みでのみ取り上げられている。「複合的な困難に直面しがちなこれら女性たちについて正しい理解を広め、多様性を尊重する」ということが政府の姿勢である。基本計画では、どの分野にも周縁化されたマイノリティ女性たちを含めた多様な女性たちの共同参画を推進するという視点はない。これを推し進めるためにも実態把握が求められる。

3　障害のあるひとり親の経済的な基盤は脆弱になりやすい。障害分野のジェンダー統計も十分整備されておらず、障害女性の困窮状況が統計的にも不可視化された状況が続いている。

＜政府報告＞

14 第４次男女共同参画基本計画（以下「第４次基本計画」という。）の成果目標の達成状況は、別添資料１のとおり。この資料は、第５次基本計画の審議を行った男女共同参画会議において議論された資料の一つである。

15 基本法は、積極的改善措置を含めた男女共同参画社会の形成の促進のための施策の総合的な策定及び実施を国の責務として規定している。第５次基本計画は、政党に対し、2018 年に成立した政治分野における男女共同参画推進法の趣旨に沿って、クオータ制を含む積極的改善措置等の自主的な取組の実施を要請することを定めている。

16 第５次基本計画は、性的指向及び性自認（性同一性）に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題（部落差別）に関することに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々に対し、正しい理解を深め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりに資するよう、人権教育及び啓発を進めることを定めている。

17 第５次基本計画の成果目標は、別添資料２のとおり。

問８　固定観念（ステレオタイプ）と有害な慣行

男女共同参画社会基本法、第４次男女共同参画基本計画と人権教育の諸計画に関して、女性と少女の性的対象化との闘い、そして、民族的及びその他のマイノリティ女性と少女、とりわけアイヌ、部落、在日コリアンと移住女性に対する性差別的ヘイトスピーチとの闘いの有効性を測定できる情報、データあるいは指標があるかどうか教えてください。教育、雇用、経済とビジネス活動、政治的・公的活動、そして家族関係に反映されている家父長的態度と根強い固定観念をなくすための措置について詳しく述べてください。この点における監視、遵守、点検、苦情申し立て、救済の仕組みを確保するために取られた措置に関する情報を提供してください。

＜NGO 回答＞

1　女性と少女の性的対象化については、一部啓発ポスターの作成を除き、幅広い層を対象とする予防教育や潜在的加害者への指導などの実効性ある対策はほぼ皆無である。SNS を使って少女に近づき巧妙な手口で性的画像を送らせる「児童ポルノ」（＊近年は「児童の性的虐待題材（CSAM）」との言い換えが進んでいる）事犯は依然として後を絶たず、年間 2,000 人近い加害者が検挙される事態にもか

かわらず、被害の重大さに比べ処罰が軽すぎるなどその防止策に乏しい。本来守られるべき被害児童も、自分に責任があると思い込まされ、心身の苦痛が半ば永続する状態が放置されている。特にインスタグラム（フェイスブック社）を使ったCSAMに関しては、海外事業者であることを理由に警察が発信者情報の開示請求すらせず匙を投げていることが報告されている。

加えて、非実在（二次元）のCSAMについては、現行の「児童買春・児童ポルノ禁止法」においては規制対象ではなく、「表現の自由」を理由に政府は規制に及び腰である。また本来年齢認証を伴うサイトのみで閲覧可能なアダルトビデオ映像も、プレビューや広告は誰でも視聴可能であり、これに対する規制は行われていない。女性や少女は性的対象化してよいという誤ったメッセージが、未成年男性をはじめ社会全体に刷り込まれており、性的加害の自覚も無いままにポルノグラフィを消費する行動が再生産されている。

2　民族や出自に基づくヘイトスピーチと性差別的なヘイトスピーチが複合的に絡みあっているが、2016年に発表されたヘイトスピーチに関する政府の詳細な調査報告にはその視点がない。在日コリアンや外国人など、集団に対するヘイトスピーチは、かつてはデモや集会で頻繁に行われたが、法律施行後はその大部分がネットに移行した。これら集団に属する個人に対するヘイトスピーチをみれば、特定の女性を執拗に標的にした事件が目立つ。根底に女性を弱者として捉え性差別的な意識に動かされて攻撃していることをうかがわせている。

3　教育における固定観念の払拭は、男女混合名簿への変更が、全国の幼稚園から高校までの81%で実施され（日本教職員組合調査・2016年）、制服の選択制を取り入れた自治体も広がり、校則の見直しも進み始めた。他方で、男女共修の家庭科は2単位の「家庭基礎」だけを実施する高校が増え、実質的な家庭科の時間数削減が起きている。また、「特別の教科 道徳」では不平等を固定化、助長する新自由主義的性別役割分業が刷り込まれている （例：「日本教科書 3 年」所収「ライフ・ロール」、この教材は、女子中学生の視点で、祖母の介護を、父親は仕事を理由に拒否し、長女もゼミの発表を外せないということで、母親が昇進機会を犠牲にして受け入れたことを肯定的に描いている。固定的性別役割分担を前提に、女性に性別役割分担が強制されるもので、問題である。）

4　日本の男性中心的で不平等な社会構造や法制度の変革には、男女共同参画政策の根幹に、あらゆる分野に潜むジェンダー・ステレオタイプの固定観念や偏見（アンコンシャス・バイアス）、有害な慣行・差別（ハラスメント、ヘイトクライム等の人権侵害）の解消を据えて、法制度改革、監視から救済までの効果的メカニズムの整備や横断的政策を確実に実施する必要がある。

＜政府報告＞

18 マイノリティ・グループに属する女性及び女児を含め、女性及び女児に対する差別は許されないとの観点から人権啓発活動や相談体制の充実に取り組んでいる。法務省が 2019年に受け付けた人権相談のうち、女性を被害者とする差別待遇に関するものは391件、女性を被害者とする強制又は強要に関するものは5,677件であった。

19 第５次基本計画は、人権に配慮し、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消及び固定観念を打破するとともに、無意識の思い込みによる悪

影響が生じないよう、男女双方の意識改革と理解の促進を図ることを定めている。第５次基本計画における施策の実施の監視については、パラ 12 及びパラ 13 を参照。また、男女雇用機会均等法により、労働者の募集・採用、配属及び昇進等における性別を理由とする差別を禁止しており、雇用における固定的な性別役割分担意識を払拭すべく、具体的な事例を示して周知啓発している。

問９ ジェンダーに基づく女性に対する暴力

条約の規定及び委員会の一般勧告第 35 号にあげられたガイダンスに沿って、ドメスティック・バイオレンス、夫婦間レイプおよび近親姦を処罰する規定を含む、女性に対する暴力の根絶を確保するよう刑法を改正するために取られた措置について報告してください。夫婦間レイプに対する立法について、及びレイプの事例で犯罪を判断するにあたり夫婦間であることが加重要因とみなされるのかどうかについての詳細な内容を提供してください。振るわれた暴力の様々な形態に関して、年齢、民族、場所、在留の地位、国籍、被害者と加害者の関係について分類されたデータを提供してください。捜査件数、加害者の起訴、有罪、処罰件数のデータについて詳しく述べてください。暴力の被害者に提供されるシェルターと支援施設に関するデータを提供してください。そのような場合の加害者の言動を制限する命令の申請に関する詳細な内容を提供してください。また、女性と少女に対する性暴力に関する各種のポルノグラフィを撤廃するために取られた措置についても詳しく述べてください。

＜NGO 回答＞

1　一般的勧告３５については、国内では周知されていない。刑法の性犯罪規定は 2017 年に改正されたものの、不十分な点が多く、2021 年 9 月、法務大臣は法制審議会に対して法整備を諮問したが、改正の見込みは不明である。諮問事項は、性犯罪における暴行・脅迫要件並びに、心神喪失・抗拒不能の要件の削除又は緩和、現行の性交同意年齢(13 歳)の引き上げ、脆弱性や地位・関係性を利用した性犯罪類型の新設(障害者を被害者とする罰則の在り方を含む)、配偶者による強制性交等の犯罪としての明記(実務上、同意が推定されるため処罰例は極めて少ない)、若年者に対するグルーミング行為に関する性犯罪類型の新設、公訴時効の見直し、司法面接の結果に関する証拠能力の特則の新設、意思に反する性的姿態の撮影行為に対する処罰規定と被害者保護等である。

2　内閣府が 3 年に 1 度、「男女間における暴力に関する調査」を発表しているが、被害体験、加害者との関係、監護者からの被害体験、相談体験等のみであり、それ以上の詳細なデータは公表されていない。政府統計では強制性交等及び強制わいせつの認知件数は、2019 年は強制性交等 1,405 件、強制わいせつ 4,900 件とされており、件数は少ないが、他方で被害について「どこ（だれ）にも相談しなかった」者は、女性は 58.4%も存在しているため、被害発生の実態は不明である。

3　シェルター、支援機関のデータについては、2018 年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は 11 万 4481 件であり、過去最多、10 万件を超える高水準で推移している。しかし、保護命令の認容件数は 2014 年から減少傾向にあり、2019 年は、発令件数は 1591 件のみであり、婦

人相談所による一時保護者数も 2015 年以降減少傾向にあり、2017 年には 7,965 件にまで減少し、相談件数の増加傾向に照らすと、保護機能が不全に陥っている可能性もある。一方、2021 年 3 月「ＤＶ被害者のための民間シェルター実態調査」(内閣府委託事業)によると、120 の民間シェルターが 2019 年度に 3,414 人を保護しており、回復支援の重要な役割を担っている。

4　障害のある女性からの相談件数は、全体の増加傾向に比べても高い増加率となっている。ただ、国の調査でも、障害のある DV 被害者の存在は、十分に想定されておらず、支援機関で対応がなされていない実態が明らかになっている。また、配偶者暴力相談支援センターで、電話による相談が困難な対象者を想定したメール相談を行っているところは 1 割程度といった実態も明らかになっている。また、家庭内で DV 被害を受けた障害のある人への対応は、DV 防止法と障害者虐待防止法の双方の対象となるが、現場では、それら法律の整理や、ルールの明確化がなされておらず、支援が十分になされない現状がある。

5　移住（外国籍）女性の DV の保護件数は、日本国籍女性を含めた保護件数全体の 8-9%を占め、高リスクで被害を受けている。しかし、留学生として来日したスリランカ女性が同居男性による DV からの保護を訴えて警察に助けを求めたところ、在留資格がないことを理由に入管収容施設に収容され、入管における DV 被害者対応の内規（DV 措置要領）も適用されず、2021 年 3 月に体調悪化により死亡する事件が起きた。この事例に象徴されるように、とくに在留資格が不安定でより脆弱な立場にある移住女性の DV 被害への救済策は、現実的には機能していない。

6　ポルノについては、性暴力自体を撮影するポルノ、暴力・脅迫による出演契約の締結、撮影後に映像等を脅迫の手段とすること、盗撮やその映像等のインターネット等を介した無断流通、等の被害が弁護士や NPO には多数寄せられているが、業界団体の自主規制のみで、法規制の議論も進んでおらず、その結果、法的救済を得られるのはごくわずかで実態解明もなく、政府による抜本的対策は講じられていない。第 5 次基本計画には、アダルトビデオ出演強要、JK ビジネスについて実態把握や取締りの強化に言及されたが、抽象的な内容にとどまっている。

　多くのデジタル性暴力被害女性が苦しんでいるのは、映像が永続的にネット上に残り続けることである。映像の削除請求、およびその前段階での発信者情報開示請求に関して、政府は支援団体に丸投げしているのが現状である。また被害女性が削除請求を行う際に身分証明書の提示を求められることも多く、それが削除請求の障壁になっている。法的には必要ではない身分証明書提示要求の業界慣行につき、政府は対策を怠っている。

またアダルトビデオ出演に至るきっかけとなる路上スカウトやネット上の求人広告についても、有効な規制や取締りはなされていない。

＜政府報告＞

20 2017 年 7 月 13 日に刑法の一部を改正する法律を施行し、18 歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為又は性交、肛門性交若しくは口腔性交

をした場合、暴行・脅迫がなくとも強制わいせつ罪又は強制性交等罪と同様に処罰するという「監護者わいせつ罪」及び「監護者性交等罪」を新設した。 同法律の施行により、強姦罪の対象となる行為を性交、肛門性交又は口腔性交に改め、被害者の性別を問わないこととし、その罪名を「強制性交等罪」としたほか、強制性交等罪等の性 犯罪について、被害者の告訴なく起訴し得ることとした。また、強制性交等罪について、法定刑の下限を懲役 3 年から 5 年に引き上げた（配偶者間の強姦については、強制性交等罪が成立し得る。）。 女性及び女児に対する暴力は、殺人罪、傷害罪、暴行罪、強制性交等罪及び強制わいせつ罪等による刑事処罰の対象とされており、事案に応じて適切な処分が行われている。量刑は裁判所が判断するところ、当事者間の関係の存在が判決を重くする要因と判断される場合はある。

21 警察では、被害者等の生命及び身体の安全の確保を最優先に、刑罰法令等に抵触する場合には、検挙その他の適切な措置を講じるなどしている。警察における配偶者からの暴力事案及びストーカー事案への対応状況については、別添資料３のとおり。警察における殺人、強制性交等、暴行、傷害、強制わいせつの認知及び検挙状況については、別添資料４のとおり。

22 暴力の被害者のためのシェルター及び支援施設に関するデータは次のとおり。 （１）婦人相談所一時保護所：47 か所（2019 年４月１日現在）、一時保護件数：女性：4,052 人、同伴家族：3,536 人（2018 年度） （２）婦人保護施設：47 か所（2019 年４月１日現在）、保護件数：女性：754 人、同伴家族： 359 人（2018 年度） （３）各都道府県及び政令指定都市が把握している民間シェルターを運営している団体数：全国で 124（2020 年 11 月１日現在）

23 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく裁判所による保護命令の発令状況は、別添資料５のとおり。

24 刑法は、わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物の頒布、公然陳列や有償頒布目的での所持等を処罰している。また、児童ポルノについては、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律が、その製造、提供、公然陳列及び所持等を処罰している。刑事事件として取り上げるべきものについては、刑事法令を適用して適切に対処している。第５次基本計画は、法令に基づいた厳正な取締り、業界による自主規制などの流通防止対策の推進を定めている。刑事事件として取り上げるべきものは、適切に対処している。インターネット上に流通する女性及び女児のわいせつ図画を、サイバーパトロールを通じて早期に把握し検挙措置を講じている。

問 10 ジェンダーに基づく女性に対する暴力

優生保護法に関する委員会の前回総括所見（para.25）に沿って、女性に対する強制不妊手術という形態での過去の侵害の調査結果に関する詳細な情報を提供してください。強制不妊措置の被害者に対する補償及びリハビリテーション・サービスをともなう法的救済へのアクセス提供の具体的措置について報告してください。

＜NGO 回答＞

1 2019 年 4 月に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立し、優生保護法下で強制不妊手術を受ける等の被害にあった障害当事者には、320 万円の一時金が支給されることになった。しかし、申請数は 1049 件（2021 年 5 月 2 日時点）と、国で把握されている被害者、約 25000 人の 4%程度にとどまっている。全国の４地裁、５高裁で裁判が取り組まれ、裁判所も憲法に照らして人権侵害であったことは認めているが、損害賠償請求ができる期間

が過ぎているとして請求が棄却され、原告の人権回復に至っていない。

2　旧優生保護法は、1996 年に優生条項を削除し、母体保護法に変わったが、その後も、障害を理由にした強制不妊が行われているとする証言もある。

3　障害のある女性のリプロダクティブ・ヘルス・ライツは、現在も、妊娠・出産・育児は女性が担う、女性に責任があるとされがちで、かつ、“障害は不幸”という偏見がある社会のなかで、困難に直面している。女性は、“健康な子ども（だけ）を産み育てなさい”という社会のメッセージを受け、胎児の選別を迫られており、「性と生殖に関する健康・権利」を有した状態とは言えない。

＜政府報告＞

25 旧優生保護法下における不妊手術について、以下の情報を厚生労働省のホームページで公表している。（１）都道府県、保健所設置市及び特別区における、関連資料の保管状況（2018 年９月）。（２）医療機関・福祉施設や保健所設置市以外の市町村における優生手術に関する個人記録の保有状況（2018 年 10 月）。2019 年に施行された旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（旧優生保護法一時金支給法）に基づき、旧優生保護法に基づく手術を受けた者に対し、320 万円の一時金を支給している。支給件数は 908 件である（2021 年 5 月末現在）。特定の疾病や障害を有すること等を理由として生殖を不能にする手術又は放射線の照射を強いられるような事態を二度と繰り返すことのないよう、2020 年６月から、国会が、旧優生保護法に基づく優生手術の調査を行っている。

問 11 ジェンダーに基づく女性に対する暴力

学校・家庭で広く行われている慣行としての体罰の蔓延と、法的枠組みにおいてあらゆる状況での体罰の明確な禁止措置が欠けていることが委員会に報告されています。報告期間中の子どもの権利委員会による勧告（CRC/C/JPN/CO/4-5）も参照し、女性と少女に対する暴力の撤廃に向けた全体的取り組みを支援するために、子どもに対する体罰の禁止と撤廃に向けて取られた措置に関する情報を提供してください。

＜NGO 回答＞

1　厚労省が全国の児童相談所が 2020 年に対応した虐待相談件数が前年度より 5.8％増え、205,029 件になったと発表した。調査を始めた 1990 年以降 30 年連続して増加。「心理的虐待」59.2％、「身体的虐待」24.4％、虐待で死亡した子どもは 78 人となっている。新型コロナウィルスの感染拡大の影響が指摘されている。児童虐待防止法改正で、「体罰禁止」を法で定めた後での増加であり、「体罰禁止」を実効あるものにしていく取り組みや措置が必要である。

2　体罰禁止を実効的なものにするため以下の取組みが必要である。

・学校・家庭で、教師や親たちが なぜ体罰するのか、理由や要因を考え、話合う。

・専門家による体罰をやめるための個別の支援、自主的な研修や当事者たちの話し合いと、体罰をしてしまう要因や背景への支援も必要。

・子どもの生きる権利をしっかり認識、体罰によらない教育や子育てについて、真摯に考え実践していくこと。
・市区町村等が実施している事業の推進：「子育てひろば」「子育て支援センター」…公共施設・保育所・児童館等の近くに気楽に集い、不安や悩みを相談できる場として提供。
・セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの活動や公共放送によるキャンペーンの推進。

＜政府報告＞

26 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）には、2019 年の改正により、児童の親権を行う者は児童のしつけに際して体罰を加えてはならない旨を規定している。また、教職員による児童生徒への体罰は、学校教育法により禁止されている。さらに、民法の懲戒権の在り方について検討を行っている。このほか、リーフレットやインターネット広告の作成などにより、体罰によらない子育ての推進のための周知啓発を行っている。学校現場における体罰根絶に向けて、体罰の実態調査を実施している。懲戒と体罰の区別及び体罰防止に関する取組について、教育委員会に対する指導を行っている。人権相談所や専用相談電話である「子どもの人権 110 番」及び「インターネット人権相談受付窓口」を設けている。「子どもの人権 SOS ミニレター」を全国の小学校及び中学校の児童及び 生徒に配布するなど、子どもたちがより相談しやすい体制を整備している。人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、所要の調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

問 12 人身取引と売買春による搾取

「人身取引対策行動計画」のもとで達成した成果について、情報を提供してください。人身取引被害者が利用できる、人身取引被害者認定制度を含む支援プログラムについて、性別、年齢、国籍ごとの最新情報と共に、加害者が受けた起訴、有罪判決、刑罰についての情報を提供してください。女性と少女の人身取引を防止し、被害者を保護し、加害者の訴追を促進するために取られた二国間協力、地域間協力、または国際協力の改善策について詳細な内容を報告してください。また、技能実習制度における改革の実施状況を詳しく述べてください。

＜NGO 回答＞

1　政府は労働搾取の人身取引をほとんど認定していないため、被害者認定は女性に偏っている（2019 年は女性 47 人、男性 0 人。2020 年は警察庁統計で女性 32 人、男性 5 人）。人身取引被害者と認定されても、その後の保護施策は婦人相談所での一時保護（男性は宿泊施設提供での緊急避難措置）と、外国人の場合は在留特別許可の付与と国際移住機関（IOM）委託の帰国支援・本国での社会復帰支援等に限られる。長期的な心身へのケアや、日本で生活・就労を希望する外国人への支援、加害者から犯罪収益を取り立て被害者の損害賠償に充てる仕組み等は無く、回復から社会復帰までのトータルな保護施策が貧弱である。また被害者保護に不可欠な通訳者の質が担保されていない。

2　加害者の起訴、有罪判決、刑罰については、例えば 2019 年に起訴された 32 人中、2021 年 3 月まで

の有罪確定は 30 人、うち実刑はわずか 10 人で執行猶予付きが 19 人（罰金刑のみが 1 人）。ほとんどが 1~3 年程度の懲役で、加害者処罰の重さが妥当かは大いに疑問である。

3　児童ポルノや児童買春、また性風俗店・AV プロダクションによる成人女性への強制的な性搾取について、買春者・視聴者等需要側への働きかけがほとんど行われていないため、年間数千件の児童ポルノ・児童買春摘発はあっても、根本的な問題の解消には至っていない。

4　技能実習制度については、制度のもとで、技能実習機構による実習生への相談支援、監理団体・実習実施機関の監視が行われているが、高額な前借金の慣行と強制帰国については依然として送り出し機関や監理団体の巧妙な手口に対策が追いついていない。職場での暴行・暴言や低賃金・長時間労働等に耐えかねて脱出する「失踪実習生」が続出し、本来被害者であるのに不法就労等で逮捕される事例も起きている。また妊娠・出産する技能実習生が堕胎か帰国かを迫られ、結果的に嬰児遺棄事件を起こすなどの事態に陥っており、特に女性実習生が苦境に立たされている。これら諸問題への効果的な対処が行われていない。

＜政府報告＞

27　「人身取引対策行動計画 2014」に基づき、関係機関との協力体制を一層強化して、人身取引の撲滅及び被害者の適切な保護に取り組んでいる。風俗店への積極的な立入り、警察への被害申告を多言語で呼び掛けるリーフレットの作成及び配布、並びに、匿名通報ダイヤルの運用を行っている。また、啓発用ポスターやリーフレットにより広報及び啓発活動を実施している。 さらに、人身取引被害者の立場に十分配慮し、被害者保護の観点から、被害者が不法残留の出入国管理及び難民認定法違反の状態にある場合には在留特別許可を与えるなど、被害者の法的地位の安定化を図っている。2019 年 4 月から 2020 年 3 月までに人身取引と認知した事案の処分状況は、起訴された者が 32 人、証拠上の問題により不起訴処分となった者が 7 人である。 この起訴された者 32 人のうち、30 人は有罪が確定し、2 人は公判係属中である。有罪が確定した者の裁判結果は別添資料６のとおり。2017 年 7 月、国際組織犯罪防止条約と国際組織犯罪防止条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書を締結した。同条約の締結国及び地域との間において、中央当局ルートによる迅速な捜査共助を実施することが可能となっている。 国際刑事警察機構（ICPO）を通じて、人身取引被害者の送出国の捜査機関との間で情報交換を行っている。また、毎年、「人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議」を開催し、在京大使館、関係省庁、都道府県、NGO、国際移住機関（IOM）と意見交換及び情報交換を行って いる。国連機関（国連薬物犯罪事務所（UNODC）、国連女性機関（UN Women）、IOM）及び関係基金 （JAIF2.0）への拠出や国際協力機構（JICA）による事業を通じて、主にアジア地域諸国における人身取引防止と被害者保護の強化のための支援を積極的に実施している。さらに、2005 年から毎年継続して IOM 日本事務所との連携（拠出も含む。）を通じて、日本国内で認知された外国人人身取引被害者の自主的な帰国と社会復帰を支援している。2018 年３月にフィリピンで開催された「人身取引関連事案に関する国際合同捜査・オペレーション向上のための ASEAN+3 法執行機関による机上訓練」に検察官を出席させ、法的・実務的な課題・解決策についての相互理解を深めた。

28　技能実習生を対象に電話やメールにより８言語での申告・相談に応じる母国語相談窓口を外国人技能実習機構に設置し、相談者に必要な助言を行っている。外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法令）違反の疑いがある事案については、監理団体や実習実施者に対する実地検査を行い、法令違反が認められた場合には

必要な指導を実施している。2019 年度は、監理団体及び実習実施者の合計約 18,000 件の実地検査を行い、そのうち、約 6,200 件に対して、技能実習法違反（帳簿書類の作成・備付けの不備、実習内容等の計画との相違、報酬等の支払いの不適切事例など）が認められたため、指導を行っている。

問 13「慰安婦」

「慰安婦」に対して行われた侵害に関する締約国の責任の差し迫った、未解決の問題に照らして、前回総括所見（para.29）に関して、被害者の真実と正義への権利、並びに十分かつ効果的な救済及び賠償を含む救済の権利を認めることを確保するための協議の取り組み、取られた措置に関する情報を提供してください。指導的地位にある者と公職にある者が、被害者が再びトラウマを受ける効果のある、貶めるような発言を行わないようにするために取られた措置を示してください。

＜NGO 回答＞

1　日本政府は被害者の真実と正義および救済の権利を確保するどころか、日本軍性奴隷制のもとで性暴力被害を受けた女性たちの証言を否定することで、みずからが権利侵害を続けている。例えば、女性差別撤廃条約第 7 回及び第 8 回日本報告書審査（2016 年 2 月）において、杉山晋輔外務審議官（当時）は、日本軍の「慰安婦」にされた女性たちは性奴隷ではないとし、「強制連行」や 20 万人という被害者総数の推計については、大手新聞の誤報に端を発した捏造だと、事実に反する発言をした。しかし、2018 年 3 月には当該発言は政府見解であると国会答弁で確認され、外務省のウェブサイトには今も政府見解として掲載され続けている。

2　韓国の日本軍性奴隷制の被害者が、日本政府を被告に韓国の裁判所で争った損害賠償請求事件において、2021 年 1 月 8 日にソウル中央地方法院で原告勝訴の判決が下された。日本政府は被害者に向き合うこともなく、応訴さえせず、韓国政府を通じて国際法違反の判決だと主張するのみの不誠実な対応に終始した。判決は確定したが、被害者の正義への権利をことごとく無視し続けている。

3　市民が設置を推進する「慰安婦」記念碑に対しても、日本政府は「日本政府の立場と相いれない」として、その設置を妨害し続けている。現地市民や議会の努力によって設置されたものもあるが、2017 年 12 月にマニラに設置された記念碑など、日本政府の圧力によって撤去されたものもある。また、被害者の証言等の記録をユネスコ「世界の記憶」に登録する日本と被害国 7 か国の市民の取り組みに対しても、政府はユネスコ分担金を留保して圧力をかけて登録を凍結させるなど、被害者の救済を受ける権利を侵害し続けている。

4　政府は 2014 年に教科用図書の検定基準を改正し、「閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること」を定め、教科書に政府が介入できるしくみをつくった。2021 年 4 月に政府は日本軍性奴隷制の被害者を指す言葉について、「従軍」という言葉を削除し「単に『慰安婦』という用語を用いることが適切」と閣議決定し、実際に教科書発行者が「慰安婦」に関する記述を変更して訂正申請するなど、歴

史問題の記述も影響を受けている。

＜政府報告＞

29 本条約は、我が国が本条約を締結（1985 年）する以前に生じた問題に対して遡って適用されないため、慰安婦問題を本条約の実施状況の報告において取り上げることは適切でないというのが我が国の基本的な考えである。その上で、事前質問事項の中で慰安婦問題について言及されている点に関し、あえて、貴委員会への参考として、我が国の取組について述べることとする。

（1）慰安婦問題については、日本政府はこれまで誠実に対応してきている。

（2）先の大戦に関わる賠償並びに財産及び請求権の問題について、日本政府は、米国、英国、フランス等 45 か国との間で締結したサンフランシスコ平和条約及びその他二国間の条約等に従って誠実に対応してきており、これらの条約等の当事国との間では、個人の請求権の 問題も含めて、法的に解決済みである。

（3）その上で、日本政府は、元慰安婦の方々の名誉回復と救済措置を積極的に講じてきた。1995 年には、日本国民と日本政府の協力の下、元慰安婦の方々に対する償いや救済事業等を行うことを目的として、財団法人「女性のためのアジア平和国民基金」（略称：「アジア 女性基金」）が設立された。アジア女性基金には、日本政府が約 48 億円を拠出し、また、日本人一般市民から約 6 億円の募金が寄せられた。日本政府は、元慰安婦の方々の現実的な救済を図るため、元慰安婦の方々への「償い金」や医療・福祉支援事業の支給等を行うア ジア女性基金の事業に対し、最大限の協力を行ってきた。アジア女性基金の事業では、元慰安婦の方々285 人（フィリピン 211 人、韓国 61 人、台湾 13 人）に対し、国民の募金を原資とする「償い金」（一人当たり 200 万円）が支払われた。また、アジア女性基金は、これらの国・地域において、日本政府からの拠出金を原資とする医療・福祉支援事業として一 人当たり 300 万円（韓国・台湾）、120 万円（フィリピン）を支給した（合計金額は、一人当たり 500 万円（韓国・台湾）、320 万円（フィリピン））。さらに、アジア女性基金は、日本政府からの拠出金を原資として、インドネシアにおいて、高齢者用の福祉施設を整備する事業を支援し、また、オランダにおいて、元慰安婦の方々の生活状況の改善を支援する事業を支援した。

（4）個々の慰安婦の方々に対して「償い金」及び医療・福祉支援が提供された際、その当時の内閣総理大臣（橋本龍太郎内閣総理大臣、小渕恵三内閣総理大臣、森喜朗内閣総理大臣及び小泉純一郎内閣総理大臣）は、自筆の署名を付したおわびと反省を表明した手紙をそれぞれ元慰安婦の方々に直接送った。

（5）特に、日韓間の関係においては、上述のとおり慰安婦問題を含め、両国間の財産・請求権の問題は、1965 年の日韓請求権協定で完全かつ最終的に解決済みであり、さらに、日韓両政府は、多大なる外交努力の末に、2015 年 12 月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」を確認した。また、日韓両首脳間においても、 この合意を両首脳が責任を持って実施すること、また、今後、様々な問題に対し、この合意の精神に基づき対応することを確認した。この合意については、潘基文国連事務総長 （当時）を始め、米国政府を含む国際社会も歓迎している。この合意に基づき、2016 年８月、日本政府は韓国政府が設立した「和解・癒やし財団」に対し、10 億円の支出を行った。 「和解・癒やし財団」は、これまで、合意時点で御存命の方々47 人のうち 35 人に対し、また、お亡くなりになっていた方々199 人のうち 64 人の御遺族に対し、資金を支給しており、 多くの元慰安婦の方々の評価を得ている。このように、日本は日韓合意の下で約束した措置を全て実施してきている。韓国政府もこの合意が両国政府の公式合意と認めているものであり、国際社会が韓国側による合意の実施を注視している状況である。

（6）2015 年の内閣総理大臣談話に述べられているとおり、21 世紀こそ女性の人権が傷つけられることのない世紀とするため、リードしていく決意であり、国連女性機関、紛争下の性的暴力担当国際連合事務総長特別代表事務所、紛争関連の性的暴力生存者の

ためのグローバ ル基金等が実施する各種事業に拠出・支援し、今まさに傷ついている紛争下の性的暴力の被害者の救済や、かかる暴力の防止のための啓発活動等を積極的に行っている。

（７）第７回及び第８回報告に対する委員会の最終見解で記載があった教科書に関し、我が国では教科書は民間の著作物であり、学習指導要領に基づき、具体的にどのような歴史問題について取り上げ、どのように記述するかについては，教科書発行者の判断に委ねられている。

問 14 政治的及び公的生活への参加

第 4 次男女共同参画基本計画について、指導的地位の女性の割合を 30%とする目標が達成できないことが委員会に報告されています。さらに、政治的・公的生活、特に上級の地位に女性の代表が不足しているということも知らされています。前回総括所見（paras.18,19,30,31）に沿って、ジェンダー・パリティ（ジェンダー公正）を達成するための政党に関する立法内容の変更についての情報、及び立法府、行政府、司法府における女性の参加に関する最新の統計を提供してください。また、その法律に不遵守に対する制裁が含まれているか、また実施のための仕組みが設置されているかどうかを示してください。その法律が直近の選挙に適用されたのであれば、得られた成果に関するデータを提供してください。意思決定における女性の参加の重要性について、また締約国において必要な女性のエンパワーメントに向けて、意識向上のためのキャンペーンや他の取り組みが行われたかどうか示してください。第 5 次男女共同参画基本計画における指導的地位に女性をつけるための目標割合と取られて戦略に関する情報を提供してください。

＜NGO 回答＞

2018 年に成立した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」は、政党に立候補者の男女比率を同数にするよう求めたが、罰則のない努力義務規定で実効性に乏しい。超党派議員連盟は３年目の改正で女性候補者比率の目標値設定の義務化を目指したが与党内で反対があり、セクハラ・マタハラ防止策などを盛り込んだ限定的な改正となった（2021 年 6 月）。一方、第５次基本計画では、衆・参議員員候補者の女性割合を 2025 年までに 35%以上とすることを努力目標に設定した。

しかし 2021 年衆議院議員選挙の女性割合は、候補者も当選者も前回（2017 年）をさらに下回った（候補者比率は 17.7%、前回 17.8%、当選者比率は 9.7%、前回１0.1%）。特に数値目標を示さなかった政権党の自民党と公明党の候補者比率は、自民党 9.8%、公明党 7.5%と目標値より顕著に低く、明らかに法律違反である（自民党の当選者比率は 7.7%、公明党は 12.5%）。最大野党の立憲民主党も 18.3%(当選者比 13.5%)と、政府の目標値をかなり下回る。その結果、衆議院の女性議員は 47 人から 45 人に減り 1 割にも満たない。

国会では男性中心の政治が続き、政策に大きな歪みが生じている（例　選択的夫婦別姓制度の未承認等）。政権政党が先頭に立ち、推進法が政党などに求める男女候補者の数値目標の設定を義務規定に改正し、現職優先の慣習を見直す等、候補者選定方法の改善等に取り組むべきである。

＜政府報告＞

30 男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことを定めた政治分野における男女共同参画の推進に関する法律を 2021 年に改正したことにより、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメント防止のための研修、並びに、相談体制の整備等の規定を追加した。立法、行政及び司法分野における女性の参画の最新の統計は、別添資料７のとおり。

31 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律には罰則規定を設けていない。2019 年７月に実施された参議院議員選挙における候補者に占める女性の割合は 28.1%であり、前回の 24.7%から 3.4 ポイント上昇した。

32 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づき、政党の取組状況を公表し、クオータ制に関する諸外国の取組を調査研究し、情報提供を行っている。 政府、地方公共団体及び民間企業における女性活躍について、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく目標設定や情報公表などの 積極的改善措置を促進している。女性活躍推進法の内容について、企業向けの相談会及び説明会、並びに、個別企業訪問などの周知及び啓発を行っている。企業経営者や地方公共団体の長に対して「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」（2021 年４月 30 日現在で 257 名の企 業経営者及び地方公共団体の長が参加。）への参加を求め、女性人材の発掘、能力開発、登用、意識変革及び働き方改革を促し、かつ、情報発信を行っている。

33 第５次基本計画の概要と成果目標については、別添資料８のとおり。

問 15 国籍

婚外子が母親の国籍を付与されることに関して女性が直面する問題について、女性に法的手段を確保するために締約国によって検討されている措置に関する情報を提供してください二重国籍の禁止及び国籍法の抵触によって女性と少女が無国籍の状態に陥る場合、彼女たちの国籍取得に関する締約国により想定される保護措置についても詳しく述べてください。

※2022 年３月１日時点では、NGO レポートはない。

＜政府報告＞

34 国籍法は、次のとおり規定している。 （１）日本人母から生まれた婚外子は、出生と同時に日本国籍を取得する。 （２）外国人母から生まれた婚外子で日本人男から認知された子は、未成年の間に届出をすることによって日本国籍を取得することができる。 （３）日本で出生したものの、父母が不明又は無国籍である者は、出生と同時に日本国籍を取得する。 なお、無国籍者に対しては、一定の条件の下で帰化条件を緩和している。

問 16 教育

科学、情報通信技術を含む技術、工学、数学（STEM）並びに医学、社会科学など、伝統的に男性が優勢な研究分野を含む高等教育の入学と修了における女性の割合を拡大するために取られた、暫定的特別措置を含む具体的な措置に関する情報を提供してください。統計が、名門大学においてジェンダー割合が歪んでいることを示し、大学の入学試験の不平等な慣行によって、STEM の分野、特に医学部において女性の受験生の合格が妨げられていると報告されています。また前回総括所見の勧告（para.33(b)）

に沿って、教育分野における上級管理職と意思決定の地位における女性の割合と女性教授の数を増やすために取られた措置に関して、最新のデータとともに詳しく述べてください。

＜NGO 回答＞

1　理工系学生に占める女性の割合は理学部 27.9% 工学部 15.4%で理学系は微増傾向、工学系は増加傾向にある(2019 年)。統計からは、これまでの取組み以上の働きかけが必要だとわかる。伝統的家族観、旧民法的家父長制、無意識の偏見(アンコンシャスバイアス)等について考え合い、払拭する必要がある。

2　入学試験におけるジェンダー平等について、医科大学の「性別による合格率等」は文科省の緊急調査の速報、最終まとめの発表、「入学試験の公正を求める通知」等によって、一定の前進はあるが、差別が完全に解消されているかは不明。女子学生をとりたがらない理由の一つとして挙げられる、「将来、妊娠・出産・育児を担当する女子は、医療現場の長時間労働の担い手として劣る」という発想を変え、医療現場の労働条件を改善する必要がある。

3　教育分野における管理職 、意思決定の地位への女性の参画について、女性教員が中学校・高校の管理職になれない大きな理由は「家事育児など家庭と仕事の両立が難しいから」である。教育や保育、介護等の社会化が社会保障費の削減によって後退し、女性の肩に重くのしかかっている現実の解決なくして、上級管理職と意思決定の地位における女性の割合を飛躍的に増やすことは難しい。

4　ここ数年、教員採用試験の倍率が各自治体とも低下、教員志望者が少なくなっている。学校での長時間過密労働・勤務体制・教育活動等がその背景にある。にもかかわらず 2019 年 12 月 4 日、公立学校教員への「1 年単位の変形労働時間制の適用」を可能とする給与特別措置法が成立し、2020 年 4 月から施行となった。実施には都道府県での条例制定が必要だが、学期期間を繁忙期とし労基法原則を超える所定労働を可能とし、夏休み期間に休みのまとめ取りをして、年間平均週 40 時間の帳尻合わせをするもの。

教職員の増員、働き方の抜本的改革なくしては、男女共同参画（ジェンダー平等）社会への道のりも遠い。

5　教育については、第 4 次基本計画において、教育とメデイアが同一分野に統合され、第 5 次基本計画でもそれが継承された。その結果、教育において達成するべき目標があいまいになり、具体的政策も成果目標も明示されていない。

＜政府報告＞

35 第５次基本計画は、女子中高生、保護者及び教員における科学技術系の進路への興味関心や 理解を向上させるための取組により、女性の理工系進路選択を促進することを定めている。産官学からなる支援体制づくりを進め、情報提供やロールモデルの提示、出前授業、シンポジウム及び調査研究を進めている。

36 医学部医学科入試において、性別による一律の取

扱いの差を設けていた例が見られたことから、不適切な事案であると指摘した。また、全ての大学の全ての学部学科の入学者選抜における共通ルールである「大学入学者選抜実施要項」を改訂し、性別等の属性を理由として一律に取扱いの差異を設けるといったような公正性を欠く不適切な合否判定を行わないことを明記した。この共通ルールを踏まえ、各大学において入学者選抜の点検や改善が行われている。第５次基本計画は、各大学への周知徹底を図るとともに、とりわけ医学部医学科入学者選抜に係る入試情報について、男女別の合格率の積極的開示を各大学に促すことを定めている。

37 第５次基本計画は、教育委員会及び学校において、女性の能力発揮が組織の活性化に不可欠であること、また、管理職の性別構成が児童生徒の意識に影響を与えうることを踏まえ、教育長、教育委員、校長及び教頭など意思決定過程への女性の登用を推進することを定めている。 初等中等教育機関については、教育委員会に対して女性管理職の積極的登用の促進を依頼している。大学については、自主的な目標設定の促進及び女性活躍の取組への支援を行っている。 最新データは、別添資料９のとおり。

問 17 教育

委員会に提出された情報によれば、アイヌと部落の少女たちは奨学金の利用が容易にできず、朝鮮学校の生徒たちは高校就学金支援制度や公的奨学金制度から排除されています。地方自治体政府が朝鮮学校への助成金を削減したと報告されています。この点に関して説明してください。締約国は、いじめ及びマイノリティ女性や少女を標的にした人種差別的表現を含む、教育機関における女性と少女に対する暴力の防止、処罰、撤廃のためにどのような対応を考えているのか詳しく述べてください。また、障がいのある少女の教育へのアクセスにおける障壁に関して報告してください。学校の必修カリキュラムに、責任ある性行動を含め、性と生殖の健康と権利に関する年齢に応じた教育を含めるために取った措置に関して、情報を提供してください。締約国が学校教育制度を通して、ジェンダーステレオタイプな考え方や態度をなくすために行った意識向上と敏感さを促す取り組みについて報告してください。

＜NGO 回答＞

1　部落の子どもを特定した政府・自治体の奨学金プログラムは現在ない。アイヌ民族に関しては北海道庁が高等教育の奨学金事業を実施している。その事業における性別のデータ等は入手不可である。政府の高校就学支援金制度において朝鮮学校は除外されたままであり、自治体レベルにおける朝鮮学校への補助金事業も多くの自治体は撤退した。政府は、政治・外交的な理由で除外したにもかかわらず、その理由について審査基準を満たしていないという弁明を繰り返している。高校授業料や自治体の補助金撤退に関して政府・自治体を相手に各地で当事者が提訴してきたが、多くは敗訴した。さらに幼稚園保育所の授業料無償化（2019 年施行）においても各種学校認可を理由に朝鮮学校付属幼稚園は排除されている。

2　2020 年のコロナパンデミックにおいて、政府は国内の大学に籍をおく一部の大学生に対して特別給付金を出した。他の海外大学の日本校は対象になったが、朝鮮大学校は支援対象校から恣意的に外された。2009 年から始まった京都朝鮮第一初級学校へのレイシストによる攻撃は子どもたちに深刻

な影響を及ぼした。成人したかつての生徒たちは今もそのトラウマに苦しめられている。

3　日本は統合教育ではなく分離教育が主となっているうえに、文部科学省の特別支援教育資料や「学校基本調査」（文部科学省 2021 年度）において、各学校における障害児童生徒の性別の正確な統計がまとめられていない。例えば特別支援学校は「小学部」「中学部」等の単位で性別集計があるが、学年単位の集計がされていない。特別支援学級については性別集計がない。特別支援学校・学級以外に在籍する障害児童生徒については、その存在の把握もされていない。

4　日本では、性教育が教科として実施されていない。障害のある児童については、過去に、東京都の七生養護学校での性教育実践が、東京都議会による政治介入で実施できなくなった例もある。この介入は裁判で違法とされたが（2011.9.16 東京高裁判決）、日本の学校教育における性教育は未だ進んでいない。

5「性と生」の学びは、学習指導要領に、「性的接触や性行為、妊娠の経過は取り扱わない」という「はどめ規定」があるため、結果的に学校現場に混乱が生じている。「はどめ規定」を廃止し、ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」を活かし 包括的性教育(CSE)を教育課程に位置付けることが必要である。

6　性的指向・性自認(SOGI)に関する子どもたちへのきめ細かい対応を求める通知を文科省が出し、教員研修が進み、授業実践も進み始めた(2015 年・2016 年)。2021 年度から使用の中学校教科書に性の多様性(LGBTQ)に関する記述が増えた。

＜政府報告＞

38 アイヌ子弟に対する奨学金は、性別を区別することなく広く給付・貸与している。日本学生支援機構による奨学金は、法令上、大学、高等専門学校及び専門学校が対象となっており、朝鮮学校は法令上これらに該当しない。この奨学金は、国籍要件を設けているが、在日韓国人の学生の中で要件に合致する者であれば（例えば特別永住者）対象となる。高等学校等修学支援金制度は、日本国内に在住していれば、国籍を問わずに支援対象としている。朝鮮学校が対象となっていない理由は、法令上で定める審査基準に適合すると認めるに至らなかったためである。地方公共団体が朝鮮学校へ補助金を支給するに当たっては、それぞれの判断と責任により、その適正かつ透明性のある執行の確保等に留意しつつ執行されているものと認識している。

39 都道府県教育委員会の人権教育担当者等を集めた会議において、ヘイトスピーチ解消法の趣旨や不当な差別的言動を解消するための教育活動について説明している。「子どもの人権 SOS ミニレター」を全国の小学校及び中学校の児童及び生徒に配布して子どもたちがより相談しやすい体制を整備している。人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、事案に応じた適切 な措置を講じている。女性及び女児に対する暴力は、事案に応じて適切な刑事処分が行われている。また、子供たちが生命を大切にし、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、または傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」を推進するため、発達段階に応じた教材等を作成し、保護者への周知を含め、推進している。

40 障害のある子供が教育を受けるに当たっては、個々の障害の特性に応じた特別な支援が必要となる。障害のある女児を含む子供に対して、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行っている。障害のある子供

の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の整備を行っている。

41　小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領は、性と生殖の健康と権利に関する内容を指導内容として位置づけている。学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に、体育科、保健体育科及び特別活動などの学校教育活動全体を通じて行われている。

42 第５次基本計画は、教育基本法が掲げる男女の平等を重んずる態度を養うという教育の目標を達成するため、教員の養成、採用及び育成の各段階において男女共同参画の視点を取り入れ、校長を始めとする教職員及び教育委員会における男女共同参画の理解を促進するとともに、学校教育及び社会教育において男女平等の理念を推進する教育及び学習の一層の充実を図ることを定めている。 初等中等教育段階については、児童生徒の発達の段階に応じ、学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女の平等、男女相互の理解及び協力の重要性、並びに、家族や家庭生活の大切さについての指導を行っている。また、教員の男女共同参画意識の啓発のためのプログラム開発を実施している。高等教育段階においては、各大学において、男女共同参画の視点を踏まえた教 職員研修及びキャリア教育を行っている。

問 18 雇用

2015 年の職業生活における女性活躍推進法、労働基準法及び他の関連する法の下で行われた、労働市場において根強く続く男女の水平的・垂直的職業分離、及び広範にわたるジェンダー賃金格差に対する具体的な取り組みを示してください。同一価値労働同一賃金原則の実施状況について報告してください。委員会の前回総括所見の勧告（para.35(c)(d)）に沿って、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するために禁止し、適切な制裁を規定する法的枠組み、及び妊娠・出産・育児を理由とするものを含む、雇用における差別事例において被害者に司法へのアクセスを提供する法的枠組みを採択するための取り組みについて明らかにしてください。職場におけるセクシュアル・ハラスメントの事例、セクシュアル・ハラスメント並びに他の形態の差別事例についての調査結果をデータとともに報告してください。労働基準監督官の実施した調査の種類、件数、及び労働基準監督官の直面した困難について詳細を述べてください。

＜NGO 回答＞

1　政府は CEDAW 審議の場でも、労基法 4 条は ILO100 号条約の要請を満たしていると回答しているが、裁判所はそれを認めていない。正規職の男女間賃金格差は、男性 100 に対して 76.6(2020 年)と前年比 0.2 改善したが、正規職以外のフルタイム労働者では 74.3 と前年どおりであった。

2　期間の定めの有無による不合理な労働条件を禁止した労働契約法２０条が、2020 年 4 月 1 日よりパート・有期関連法に引き継がれ、「同一企業内において正社員とパートタイム労働者・有期雇用者の間で基本給や賞与などあらゆる待遇について不合理な待遇差を設けること」が禁止された（中小企業の施行は 2021 年 4 月)。

2020 年 10 月 13 日最高裁は、有期契約で働く女性が労働契約法２０条に基づき差別是正を求めた２つの裁判において、各高裁が原告らに認めた正社員の 60%の賞与支払(ケース 1)、正社員の 25%の

退職金支払（ケース２)について、「不支給は不合理とは言えない」と高裁判決を棄却した。

最高裁判決は労働者の期待を裏切った。ケース１は医科薬科大学薬理学教室に秘書で働き、年収は 190 万円程度(労働時間は正規と同一、業務内容は 80～90%は同一、その余は担当教室の違いによる)である。大阪高裁判決が認められれば、賞与はゼロ円が 42 万円程度となり年収は大幅に増える。比較対象の正社員は賞与込みで年収 337 万円程度である。

ケース２は東京メトロの駅売店で働く女性 4 人が原告である。東京高裁は内 2 人に 25%の退職金支給を認め、金額は 55 万と 49 万程度である。しかし最高裁はそれすら不合理と認めなかった。

働く女性の 54%が非正規だが、男性は 22%である。コロナ禍、2020 年平均で非正規労働者数は男性 26 万人、女性 50 万人の減となった。非正規女性が多く働く飲食・宿泊業、サービス業等が打撃を受けた結果である。2021 年 5 月の完全失業者数は男性 125 万人、女性 87 万人(総務省労働力調査)だが、シフト回数がコロナ前の 50%以下で休業手当も受け取れない実質的失業者は女性 103 万人、男性 43 万人と（2021.3 野村総研)、女性が多い。

3　地方自治体で働く非正規公務員は約 112 万人（2020.4 総務省調査)、内女性は 76.6%である。とりわけ女性比率が高いのが一般事務職員、医療技術員、看護師等、保育士等、給食調理員、図書館員、相談員であり女性職が多い。一方正規公務員の女性比率は 39.6%(2018 年当時)である。

国は、増えてきた非正規公務員の位置づけを明確化するため、2020 年 4 月から会計年度任用職員制度を設けた。制度改正により、期末手当の支給がなされるなどの待遇改善が図られたが、その分月例賃金を下げる事例が広がり、雇用期間が単年度に限定されるなど、より不安的な身分に置き換わった。

2021 年 3 月に結成された「公務非正規女性全国ネットワーク」が実施した Web アンケート(2021 年 7 月公表)には全国から 1252 名の有効回答が寄せられ、以下の実態が明らかになった。

・広範な自治体で、非正規公務員が恒常的な公務を 1 年の単年度任用、低い賃金・待遇で担わされている。
・非正規職員が担う職について職務評価がなく、多くが低い待遇のもとに置かれている。
・契約更新の不安等から、問題を感じても声に出せない状況が広がっている。
・年収 200 万円未満が全体の５割を超えた。３人に１人は主たる生計維持者で、女性で主たる生計維持者（378 人）の 4 割以上が、2020 年の就労年収が 200 万円未満、7 割が 250 万円未満であった。
・メンタル面で 4 割以上が不調を抱え、９割以上が雇用更新等の将来不安を感じている。
・コロナ禍で、より感染リスクが高い窓口対応は非正規が主に担っている、職場でコロナ感染についての情報格差、非正規は在宅勤務が認められないなどの声が寄せられた。

非正規公務員への待遇格差は雇用形態による差異を装った賃金差別であり、同一価値労働同一賃金による見直しが早急に行われるべき。公務労働の担い手が単年度雇用などの不安定な状況にある

実態は、公務サービスの不安定化を招き、受け手である住民全体の不利益につながり、早急な改善が必要だ。

4　育休からの復帰を拒まれたケース：育休中に保育園が見つからず、正社員復帰が前提という制度で契約社員となった女性が、保育園確保後に正社員への復帰を求めたが、会社はこれを認めず、契約終了で雇止めとなった訴訟で、2018 年 9 月東京地裁は、正社員の地位は認めなかったが、雇止めは無効とした。2019 年 11 月の高裁判決では、雇止を有効とした上、原告の記者会見発言を会社への名誉毀損として、原告に 55 万円の損害賠償を命じた。最高裁は 2020 年 12 月 8 日上告棄却、解雇された原告は遅延損害金も含め 70 万円の損害賠償金支払いを余儀なくされた。

本件の高裁判決以降、裁判提訴時の原告記者会見発言で損害賠償を命じられる判決が続いた。家族的責任を有する労働者への不利益取扱いの明確な禁止が必要である。

5　2020 年全労連女性部調査によると「職場でハラスメント（セクハラ・パワハラ）を受けたことがありますか？」の問いに、受けた人は約 3 割いた。ハラスメントの内容は「適切でない表現で指示、指導を受けた」が 38.6%、「言葉でセクハラを受けた」が 30.2%と高順位であった。ハラスメントを受けた人の対処法では、50.8%が「同僚・友人に相談した」が、「だれにも言わずに耐えた」が 22.5%あった。そして、解決は「しなかった」が 45.2%で、納得する解決が難しいことを表している。

2015 年から 5 年以内に妊娠・出産した人に「妊娠・出産・育児にかかわりハラスメントを受けたことがありますか？」の問いに、「ある」は 16%で、2015 年調査の 14.9%より 1.1%増えた。「ある」とした回答者では、「言葉でのいやがらせ」が 7 割と最多であった。「制度利用が認められない」10.9%、「異動、退職勧奨」9.7%、「妊娠・出産・育児による低評価」6.8%と違法・不利益対応も行われている。2017 年 10 月の育児介護休業法改正でマタハラ防止措置が強化されたが、職場で徹底されていない実態がある。

政府は、各地労働局による是正指導数を報告しているが、明確な禁止規定がないため、有効に機能していない。罰則規定をともなう包括的なハラスメント禁止法の整備、ILO ハラスメント禁止条約の早期批准が必要である。

6　障害者雇用促進法に基づく毎年の報告は、公的統計の一環で日本の障害者雇用の指標であるが、報告項目に性別がない。そのため、政策の障害女性へのインパクトがどのようなものか判断ができない。

＜政府報告＞

43 第５次基本計画は、性別を理由とする差別的取扱い及び男女間の賃金格差の解消に取り組むことを定めている。また、職場における女性の参画拡大及び能力発揮のための支援を定めている。 女性活躍推進法は、事業主に対し、女性活躍に関する行動計画の策定及び情報公表を行うことを義務付けている。また、労働基準法第４条は、労働者が女性であることを理由とする賃金の差別的な取扱いを禁止している。さらに、2020 年４月より順次施行されている短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する

法律（パートタイム・有期雇用労働法）及び改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の円滑な施行に取り組み、同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消を図っている。

44 第５次基本計画は、同一価値労働同一賃金に向けた取組などを通じて女性の経済的自立を図ることの重要性を明記している。また、労働者が女性であることを理由とする賃金の差別的な取扱いについては、パラ 43 のとおり、労働基準法第４条に基づき禁止されている。本条に違反する事業場については指導の対象となる。本条の違反事業場数は、2019 年：1 件、2018 年：4 件、2017 年：5 件。

45 第５次基本計画においては、職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント及び育児休業等に関するハラスメントの根絶等、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保は、働きたい人が性別に関わりなく活躍できる社会の実現に不可欠の前提であることを定めている。男女雇用機会均等法及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）は、事業主に対して、次のことを規定している。 （１）職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント及び育児休業等に関するハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることの義務付け。 （２）婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いや、育児休業等を理由とする不利益取扱いの禁止。 法違反があった場合には、都道府県労働局において、助言、指導及び勧告を行い、勧告に従わない場合は企業名の公表を行う。また、法に基づく紛争解決援助及び調停の活用により、円滑な紛争解決を図っている。

46 都道府県労働局は、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に基づき、職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、または、育児休業等に関するハラスメントの防止のための雇用管理上の措置義務に違反があった場合や、婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い、または、育児休業等に関する不利益取扱いの禁止に違反があった場合、事業主に対して助言及び指導等を行っている。職場におけるセクシュアルハラスメントに関する是正指導の件数は、2019 年度：4,671 件、2018 年度：4,953 件、2017 年度：4,458 件。 職場における婚姻、妊娠・出産等に関するハラスメントに関する是正指導の件数は、2019 年度：5,662 件、2018 年度：6,008 件、2017 年度：5,764 件。 職場における育児休業等に関するハラスメントに関する是正指導の件数は、2019 年度：5,236 件、2018 年度：5,097 件、2017 年度：5,741 件。職場における婚姻、妊娠・出産を理由とする不利益取扱いに関する是正指導の件数は、2019 年度：40 件、2018 年度：39 件、2017 年度：35 件。職場における育児休業等に関する不利益取扱いに関する是正指導の件数は、2019 年度：20 件、 2018 年度：21 件、2017 年度：22 件。

問 19 雇用

両親休暇、男性の育児責任への平等な参加及び十分な保育施設を確保するために締約国によって取られた措置に関する情報を提供してください。家事労働者の権利に関する意識向上のための、及びこの集団の保護を提供するための具体的なプログラムが整備されているかどうか示してください。マイノリティ女性と移住女性に対する雇用分野における政策のインパクトに関する情報をそれぞれに分類して提供してください。ILO の基本条約の一つである、差別待遇（雇用及び職業）条約（1958 年、第 111 号条約）の批准に向けた措置の詳細を提供してください。また、母性保護条約（2000 年、第 183 号条約）、家事労働者条約（2011 年、第 189 号条約）、及び暴力とハラスメント禁止条約（2019 年、第 190 号条約）の批准の検討に関する情報も提供してください。

＜NGO 回答＞

1　2021 年 6 月に育児・介護等法の改正がなされた。男性を対象に、子の出生後 8 週間以内に 4 週間まで休業できる「出生時育児休業」が創設された。しかし労使協定の締結と本人同意を条件に、男性のみ休業期間中の就労が認められた。男性に育休の取得を認めることは企業の義務であり、休業中の就労は、そもそも育児休業の目的に反する。通常の育児休業やその他の休業・休暇制度に悪影響を及ぼすことも懸念される。

2　2020 年 4 月 1 日時点の待機児童数は 12,439 人（対前年▲4,333 人）。2017 年の 26,081 人から、3 年で 13,642 人減少した。実際には希望した認可保育園に入れず困っているのに待機児童にはカウントされない「隠れ待機児童」は約 7 万人おり、待機児童数と合わせると 8 万人超で、待機児童の解消からは程遠い現状である。保育所整備の状況では、企業参入の解禁や、保育所基準の緩和など保育環境として適さない所が増えている。

政府は、待機児童対策として 2021～2024 年度までの 4 年間で 14 万人分の保育の受け皿整備をめざすとしている。具体的な手立てが乏しく、保育士配置に関し、「各組・グループに常勤保育士１名以上の配置が必須を、2 名の短時間勤務保育士に代えることができる」と規制を緩和した。保育士不足の原因は、低すぎる賃金水準や不十分な人員配置であり、国は、すべての保育を必要とする児童に対し、保育の質と量を確保するために、保育士の賃金・労働条件の改善を含めた、抜本的な対策を講じるべきだ。

3　改正労働施策総合推進法等の 2020 年施行において、特定技能外国人に対する職場のパワーハラスメントへの対策強化が強調された。技能実習生が雇用主や管理会社からセクハラを受けたり、妊娠した女性が一方的に契約を解除されたり強制的に帰国させられる事件が多発している。上記推進法のもとでは、「特定」技能実習生に限定されているが、すべての技能実習生に適用すべきである。職場におけるマイノリティ女性に対するレイシャルハラスメントでは、在日コリアン女性が民族差別を煽る社内文書が繰り返し配布されたことなどを理由に勤務先の不動産会社と会長を提訴し、2020 年地裁で勝訴した。2021 年 11 月、高裁も会社側に賠償命令と文書配布差し止めを命じる判決を出した。会社は上告し、係争が続いている。

4　第５次基本計画で IL0111，183，189，190 の 4 条約と 175 号条約について、批准を追求するため継続的かつ持続的な努力を払うとしているが、条約毎に批准時期を設定し、具体的に準備を開始すべきである。

＜政府報告＞

47 第５次基本計画は、夫婦での子育てを促進するため、出生直後の休業の取得を促進する新たな枠組みを導入するとともに、本人又は配偶者の妊娠・出産の申出をした個別の労働者に対する休業制度の周知の措置や、研修・相談窓口の設置等の職場環境の整備について、事業主に義務づけること、男性の育児休業取得率の公表を促進することを検討し、2021 年の通常国会に必要な法案の提出を図ることとしている。政

府は 2021 年 2 月にこれらの内容を含む法律案を国会に提出し、2021 年 6 月に成立した。これに加え、政府の職員については、2020 年度から、すべての男性職員が１か月以上の育児参画のための休暇・休業を取得することを目標に取組を開始している。 男性の育児休業や育児への参加を推奨する「イクメンプロジェクト」及び「さんきゅうパパ プロジェクト」の実施を通じて、男性の育児休業取得に関する社会的な機運の醸成を図っている。 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、2013 年度から 2017 年度までの５か年で合計約 53.5 万人分の保育の受け皿を確保した。また、「子育て安心プラン」に基づき、2018 年度から 2020 年度末までの３か年で 32 万人分の保育の受け皿の整備を進めた。なお、「新子育て安心プ ラン」は、2021 年度から 2024 年度末の４年で約 14 万人分の保育の受け皿を確保することとしている。

48 家事労働者は、団結権や団体交渉権が法律で保障されており、また、労災保険に加入することができる。制度については広く周知している。

49 第５次基本計画は、外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い及び地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、就労支援についての多言語での情報提供及び相談体制の整備を定めている。 2020 年 10 月末時点で、外国人労働者数は 1,724,328 人、そのうち男性は 918,169 人、女性は 806,159 人である。

50 日本国政府は、個々の ILO 条約について、条約を批准することの意義等を十分に検討し、批准することが適当と考えられるものについて、国内法制との整合性をきめ細かく確保した上で批准してきた。具体的には、労使が参加する ILO 懇談会等において条約を批准するにあたって の課題についての議論などを行っている。 第５次基本計画でも、委員会からの事前質問票で指摘があったそれらの条約について、締結する際に課題となり得る課題を整理するなど具体的な検討を行い、批准を追求するための継続的かつ持続的な努力を払うことを定めたところ、引き続き、そのような努力を行ってまいりたい。

問 20 健康

委員会に提出された情報によると、締約国の刑法は人工妊娠中絶を禁止し、母体保護法の規定は、人工妊娠中絶について配偶者の同意を要求しています。前回総括所見の勧告(para.39(a)(b))に沿って、これらの規定を改正するために締約国が意図している措置に関する情報を提供してください。女性のための安全な人工妊娠中絶へのアクセス可能性と利用可能性を拡大するために取った措置について報告してください。人工妊娠中絶のサービスを必要とする女性に対して、安全な中絶方法に関する科学的に正しい情報を提供するための締約国による取り組みを示してください。委員会の前回総括所見（para.39）に沿って、女性と少女の自殺を防止することを目指した、目標と指標を含む包括的な計画の採択について締約国が実施した取り組みに関する情報を提供してください。この問題に対処するために導入された他のいかなる措置についても、その成果についてのデータを統計とともに詳しく述べてください。

＜NGO 回答＞

1 刑法には、人工妊娠中絶を犯罪として規定し(堕胎罪)、中絶した女性や施術者を処罰の対象としている。また、母体の健康を著しく害する場合と、暴力・脅迫による妊娠した場合に妊娠中絶を許容する母体保護法では中絶には配偶者の同意を要件としている。2021 年に厚労省は、DV 被害等婚姻関係

が破綻しており、配偶者の同意を得ることが困難な場合には配偶者の同意は不要との解釈を示したが、それ以外の場合には妊娠中絶は、夫が拒否すれば利用できないため女性の身体の決定について夫の決定権を認めた規定となっている。これらの法律について政府は改正を検討する動きさえ全く示していない。

2　議論は始まってるが、実行されないことが問題。女性が主体になれない問題。掻把は無くならない。日本報告審議確定時に加筆予定。

中絶の方法については、世界保健機関の推奨する方法に反して、日本では、女性の身体にとって危険でかつ、子宮妊娠内容物が一定の大きさになるまで女性は意に反した妊娠を継続しなければならない掻把法が中心であり、世界保健機関が必須医療品リストに挙げている薬剤による中絶はまだ承認されていない。

中学校の学習指導要領には避妊や人工妊娠中絶は記載されていない。政府は科学的情報を無視して、中絶薬は危険であるとの情報を流布し個人輸入を厳しく制限している。中絶の値段もアクセスを妨げるほど高額である。

3　自殺対策について、女性の自殺に焦点を当てた政府の施策は特段存在しなかったが、COVID-19 が女性の雇用や DV 発生に大きな影響を及ぼし、女性の自殺者が急増し(2020 年は前年比 15%増加)、内閣府が開催した研究会の緊急提言がなされているが、その効果は不明である。

＜政府報告＞

51 母体保護法においては、人工妊娠中絶には原則として配偶者の同意を必要としているが、以下の場合は本人の同意だけで人工妊娠中絶が可能である。（１）配偶者が知れないときやその意思を表示することができないとき。　（２）妊娠後に配偶者がなくなったとき。　「配偶者が知れないとき」には事実上所在不明の場合も含まれ、また、「その意思を表示することができないとき」には事実上その意思を表示することができない場合も含まれる。母体保護法は、「暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの」のみならず、「妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」の要件を満たした場合には、適法に人工妊娠中絶を行うことができる。この場合には刑法の堕胎罪は成立しない。また、強制性交の加害者の同意を求める趣旨ではないことや、妊婦が配偶者暴力被害を受けているなど、婚姻関係が実質破綻しており、人工妊娠中絶について配偶者の同意を得ることが困難な場合は、本人の同意だけで足りる場合に該当することについて、解釈を明確化し、関係機関に周知を行っている。

52 母体保護法は、人工妊娠中絶を実施することができる医師を、「都道府県の医師会が指定する医師」としている。医師会は、申請に対する審査及び２年ごとの資格審査による更新を行っている。第５次基本計画は、以下のことを定めている。　（１）性犯罪・性暴力やＤＶが背景にある場合に関係機関の連携が重要であること。　（２）性や妊娠に関し、助産師などの相談支援体制を強化すること。

53 第５次基本計画は、予期せぬ妊娠に関する悩みに対し、女性健康支援センターにおいて専門相談員を配置する等、相談体制を強化し、市町村及び医療機関への同行支援や、学校及び地域の関係機関と連携することを定めている。妊娠・出産、その後の子育て、または、人工妊娠中絶の悩みを抱える者に対して、訪問指導等の母子保健事業を活用した相談支援のほか、女性健康支援センター及び児童相談所での相談援助

を行っている。

54 自殺対策基本法に基づき、「自殺総合対策大綱」を定め、包括的な取組を進めている。社会 全体の自殺リスクを低下させるため、自殺を考えている者に対する電話相談や SNS 相談等の相談体制を拡充している。また、様々な困難を抱えた若年女性を支援するため、2018 年度に「若年被害女性等支援モデル事業」を創設し、公的機関及び民間団体が密接に連携して、夜間の見回り・声掛けなどアウトリーチ支援や居場所の確保、相談対応及び自立支援を実施している。データについては別添資料 10 のとおり。

問 21 健康

放射能汚染の影響を受けた女性の健康状態について詳しく述べてください。福島第一原発に関連して認められた健康被害を示し、福島県における放射能の影響を受けた、妊娠している女性を含む、女性と少女に医療措置を提供するための制度が設置されたかどうか教えてください。委員会に提出された情報によると、たばこの利用が女性と少女の健康に有害な影響を及ぼしており、締約国において女性の死因の 4.88%であり、妊娠している女性を含む女性と少女のより多くが間接喫煙の影響を受けています。屋内の公共の場と職場における喫煙を禁止し、魅力的な宣伝用包装を抑止する、たばこ規制に関する世界保健機関（WHO）枠組条約への締約国の義務と法律を一致させる上でのギャップに対応するための締約国の取り組みを示してください。

＜NGO 回答＞

1 原子力緊急事態宣言による 20 ミリシーベルト／年という基準での避難解除のため、「放射線管理区域」（0.6μシーベルト／時、5.256 ミリシーベルト／年）以上での生活を強いられる。除染は家の周りのみで田畑・山林は除染されず、帰っても安心して生活できないため、高齢者しか帰っていない。

・土地利用調査では、放射能汚染が疑われる農地全てについて、農地一筆ごとに実測で行うべきである。政府は、実測による農地汚染調査を県内で 307 カ所でしか行っていないが、このわずかな実測調査でも農地土壌の放射性物質の低減は遅いことが指摘されている。汚染土壌に接しながら働く農家や農村女性は健康への影響を強く懸念しているが、農地汚染の実測調査も不十分なまま、農家の健康調査も行われていない。

・福島県に隣接している県は、現在も放射線量が高い地域が残っているが、国や県が実態を調査しないため、学校給食へ農作物を出荷する際には、生産者が費用を自己負担し放射線量がないことを証明し出荷している。

2 事故当時から心配されていた子どもの甲状腺がんは増え続けている。事故当時 18 歳未満だった子どもたち 30 万人に対して超音波による甲状腺検査をしてきたが、2021 年 3 月発表の 2020 年 6 月末時点で 202 人になった。疑いも含めると 252 人である。通常は 100 万人当たり 1-3 人しか発症しないのに、この数だ。甲状腺がんは、男児 1 人に対し女児 4.8 人と女児に出やすいが、福島では男児 1 人に対し女児 1.2 人となっている。

しかし福島県民健康調査・甲状腺検査評価部会では「被ばくの影響ではなく、機器の高性能化による過剰診断の可能性がある」とし、5巡目からは学校単位での検診をやめ、希望者だけに実施することにした。

19歳以上になると治療費が出なかったので、全国から17万筆以上の署名を集めた結果、2015年7月から医療費支援（甲状腺調査サポート事業）が始まった。21年3月末までに358人（再手術も含め延べ603件）が交付を受けた。

3　福島県民200万人を対象に外部被曝線量調査が行なわれてきたが、県民の不信感がぬぐえず、10年かけても回収率は3割を下まわり、2021年3月末終了した。福島医大病院の2010年と2012年の疾病数の比較だけでも、白内障150人→340人、狭心症222人→349人、肺がん293人→478人、前立腺がん77人→231人、早産・低体重児出産44人→73人など激増している。

こうした事実からは、福島県民に生涯にわたる支援―被爆者援護法に準じて、保養、検診、治療、生活保障を含む支援を定めた「被ばく者手帳」―が必要なことが分る。要求しているが政府は動こうとしない。

＜政府報告＞

55 福島県が行った調査は、以下のことを示している。（１）調査方法が異なり単純な比較はできないものの、県内での早産率、低出生体重児出生率及び先天奇形・先天異常の発生率は全国的な平均と大きく変わらない。（２）これまでに発見された甲状腺がんについて、現時点では放射線の影響とは考えにくい。甲状腺検査の結果、引き続き医療が必要になった者に対して、治療にかかる経済的負担を支援する「甲状腺検査サポート事業」を行っている。

56 受動喫煙対策を強化し、国民の健康増進を一層図るために、2020年に改正健康増進法を施行した。同法律では、（１）「望まない受動喫煙」をなくす、（２）受動喫煙による健康影響が大きい子ども及び患者等に特に配慮する、（３）施設の類型及び場所ごとに対策を実施するという考え方を基本として、施設の類型及び場所ごとに、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、標識提示の義務付けを行うことを定めている。2019年にたばこ事業法施行規則を改正することで、たばこの包装に係る注意文言表示の内容を最新の科学的知見に即したものとし、望まない受動喫煙の防止など「他者への影響」について表示を充実させている。

問22 経済的および社会的給付

貧困による女性と少女への不均衡な影響を最小限にすること、寡婦、障がいのある女性と高齢女性に最低限の生活水準を保障することに特に注意を払った年金制度の改革に関する前回総括所見の勧告（para.41）に関連して、締約国によって行われた取り組みと達成された成果について報告してください。災害弔慰金の支給等に関する法律にジェンダーの要素を取り入れること、及び締約国における女性の起業を活性化する取り組みに関する情報を提供してください。

＜NGO 回答＞

1　障害年金と児童扶養手当の併給を認める「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が 2020 年 5 月に成立した。これにより障害基礎年金を受給している障害のあるひとり親が児童扶養手当の一部を受給することが可能となった。但し、2021 年 5 月には、京都地裁で障害基礎年金を受給していた障害のあるシングルマザーが児童扶養手当の不支給を不服として申し立てた裁判では、不支給は行政の裁量権の範囲で妥当だとする判決が出されており、現在も併給が広く認められるに至っているとは言えない。障害のあるひとり親の経済的な基盤は、障害のないひとり親と比較しても脆弱になりやすいと言える。

2　老齢厚生年金受給権者（基礎年金含む）の年金月額の内訳をみると、年金月額が 10 万円未満の受給者は、 男性が 7.1%、女性 16.6%、女性の年金の低さは男性の 2.3 倍になっている。また、国民年金しかないすべての受給者の平均月額は 50,764 円。生活保護基準以下である。2012 年の年金法改正により、2.5%一律に減額された。年金削減は生存権と国の社会保障義務を定めた憲法２５条に違反するとして「年金引き下げ違憲訴訟」が取り組まれている。

高齢女性（65 歳以上）単身世帯の相対的貧困率は 46.1%（2018）で、特に未婚・離別高齢女性の貧困リスクが高い。男性稼得世帯をモデルとする年金制度を個人単位の考え方にすべきである。政府は 2016・2020 年の年金制度改正で、基礎年金に加え厚生年金も適用される短時間労働者が増えたと述べているが、根本的解決にはなっていない。2024 年には対象が 50 人超企業まで拡大され、2022 年以降新たに 65 万人（男女）に適用される。仮に企業要件を撤廃すると、対象は 125 万人となる。さらに賃金要件（月額 8.8 万円以上）・労働時間要件（週労働時間 20 時間以上）もあり、非正規女性の 42.6%（2020 年）が賃金要件を満たさず対象外である。最低保障年金に加え、7 割が女性の非正規労働者の低賃金を改める根本的対策が必要である。

適用拡大される短時間労働者の性別データを含め、ジェンダー統計の充実と公表が不可欠である。

3　災害弔慰金に関して規則上は生計維持者の男女の区別はないとあるが、世帯内での男女の収入格差は大きく、女性が生計維持者と判断されることは困難である。男性＝稼ぎ主というモデル世帯の現制度上では女性は非生計維持者とみなされ、女性が亡くなった場合、家族に支払われる弔慰金は男性の 2 分の１であり、生命の価値に関しても女性は差別されているといえる。災害援護資金は世帯主に対して貸し付けられるが、低年金の高齢女性、シングルマザー、とりわけ震災での家庭崩壊による経済的困難の女性は、返済ができずに二重の生活苦に陥っている。2019 年の法改正で、返済減免制度が設けられたが、返済免除のための所得要件が生活保護基準以下、及び貯蓄額 20 万円以下は厳しすぎる。住まいの有無等最低生活の基準の見直しをすべきである。

4　経済的給付は生活保護基準削減を通じて削減され続けている。

＜政府報告＞

57 第５次基本計画は、次のことを定めている。（１）　貧困等生活上の困難に陥ることなく、健康で文化的

な生活を送るために十分な賃金を確保できるようにするため、男女共同参画の視点から就業・生活面の環境整備を行う。 （２）ひとり親家庭に対しきめ細かな自立支援を行う。 （３）高齢、疾病、または障害などの理由で働くことができない女性が貧困に陥ることがないよう、個人の様々な生き方に沿った支援を行う。 （４）高齢期の女性の貧困について、低年金・無年金者問題に対応する。 年金制度においては、女性の割合が高い短時間労働者について、基礎年金に加えて２階の報酬比例部分の年金を手厚くし、被用者にふさわしい保障を実現する観点から、被用者保険の適用拡大を進めてきた。また、2020 年 5 月に成立した年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（年金制度改正法）においては、現行の 500 人超規模から、2022 年 10 月に 100 人超規模、2024 年 10 月に 50 人超規模の企業まで適用範囲を拡大することとしている。 さらに、生活保護制度において、困窮の程度に応じて生活費や住居費の支援等の必要な保護を実施している。

58 災害弔慰金は、災害により死亡した者の遺族に対して支給するものであり、性別で区別することをしていない。災害援護資金は、自然災害により、住居や家財に相当程度の被害を受けた世帯の世帯主に対して貸付けをするものであり、性別の区別なく、貸付けを行っている。 第５次基本計画は、各種制度において給付及び負担が世帯単位から個人単位になるよう、マイナンバー制度も活用しつつ、見直しの検討を進めることを定めている。女性の起業を後押しするため、地域の金融機関や産業・創業支援機関、女性に対するキャリ ア相談を行う民間事業者及びＮＰＯによる「女性起業家等支援ネットワーク」で蓄積された支援ノウハウを全国に普及すべく、各省関係者、自治体及び女性起業家支援機関をメンバーとした関係者連絡会議を実施している。支援者の育成のための研修も実施している。起業意欲のある女性を対象に日本政策公庫の融資により支援している。女性の起業支援に取り組む地方公共団体の取組を地域女性活躍推進交付金により支援している。

問 23 農村女性と不利な立場に置かれている女性の集団

締約国の農村地域の女性の状況、特に土地利用と土地所有権を改善するための措置に関する情報を提供してください。意思決定や政策形成への女性の参加を確保するために取った措置について詳しく述べてください。委員会の前回総括所見の勧告（para. 43）に関連して、家族経営おける女性の労働を認めるための所得税法の見直しの現状について報告をしてください。アイヌ、部落、在日コリアンを含む先住民族と民族的マイノリティ女性、障がいのある女性、レズビアン、バイセクシュアル、トランスジェンダー女性、移住女性、高齢女性、寡婦が、教育、雇用、保健、政治的・公的活動への参加において直面している、交差的形態の差別に対処するために取った措置について詳細な報告を提供してください。また、これら女性たちの司法へのアクセスと、シェルター、福祉サービス、法律や心理カウンセリングなど、その他のサービスへのアクセスのために取った具体的措置を示してください。

＜NGO 回答＞

1 女性の就農人口は 1999 年から 2019 年の 20 年間で 108 万人から 56 万人に減少している。基幹的農業従事者に占める女性の割合も 40%に減少している。女性農業者の農地取得割合については、政府が統計を取っていないため把握できない。女性の農地取得割合の調査を早急に行うべきである。

2 農村・商工自営業では、事業主（多くは男性）の所有する企業における家族従業者（多くは女性）の労働対価は、所得税法第 56 条により事業主の所得に合算される。同条項は農村・商工自営業の家

族従業女性の人権を侵害し、経済的自立を妨げる差別的法規である。同条項により、家族従業者への報酬は事業の必要経費と認められないため、たとえ企業内で報酬を得ても所得証明が得られず、税制上は無償労働を強いられている。例えば、交通事故の補償は専業主婦より低い、車や家購入のための融資を受けられないなどの不利益を受けている。56 条廃止を求める請願署名には広範な女性・国民の賛同が広がり、地方自治体の国への意見書は 556 に上る。

女性差別撤廃委員会一般勧告第 16 号（1991 年）の指摘のとおり、家族経営において無報酬で働く女性に対しては報酬、社会保障及び社会給付を保障すべきであり、所得税法第 56 条は廃止しなければならない。

3　所得税の「寡婦控除（離婚女性、シングルマザー・ファーザーを含む）」が 2020 年改正で、「ひとり親控除」（婚姻の有無を問わない）と「寡婦控除」の 2 種類になったことは評価する。しかし「寡婦控除」は、死別女性は扶養親族なしでも適用されるが、子どものいない離婚女性は扶養親族がいる場合のみ適用され、独身女性や子どもが独立した婚姻歴のないシングルマザーは扶養親族がいても適用されない。婚姻を優遇する死別・離別・未婚のランクが高齢でより顕著になる。平等な制度にすべきである。

4　先住民族や民族的マイノリティ女性の政治、経済、社会、文化的活動への平等な参加を阻む要因について、政府や自治体も含め、調査や協議が行われたことはない。平等な参加の必要性についての確認も行われたことはない。

5　2021 年 6 月に中身は不十分ながら、与野党がやっと合意した「LGBT 理解増進法案」の成立が期待された。しかし自民党内の会議で時間を浪費し、その中で「LGBT は種の保存に背く」など、今時信じられないような差別発言があったことが報道された。結局党三役預かりとなったが、国会会期が終わり成立しなかった。

＜政府報告＞

59 第５次基本計画や 2020 年３月に閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」は、次のことを定めている。（１）女性の経営への参画の推進。（２）地域をリードする女性農林水産業者の育成。（３）農山漁村に関する方針策定への女性の参画の推進。（４）女性が働きやすい環境の整備。（５）育児・介護の負担の軽減。（６）固定的な性別役割分担意識の変革に向けた取組。 土地の所有権を含めた女性農業者の状況を改善するため、家族従事者の間で役割分担及び就 業条件を取り決める家族経営協定の締結を推進している。意思決定過程への女性参画を拡大するため、農業委員会等に関する法律（農業委員会法）、農業協同組合法、水産業協同組合法及び森林組合法を改正し、農業委員や組合の理事について年齢や性別に著しい偏りが生じないよう配慮しなければならないことを規定した。これに加え、農業委員会や農業協同組合について、女性の登用実績を毎年調査し、公表することにした。また、土地改良区について女性の登用を促すことにした。

60 所得税法の規定は、性別を問わず適用されるものであり、前回勧告にある「女性の経済的自立を妨げる影響がある」との指摘は当たらないと考える。

61 マイノリティ・グループの女性が直面する交差的な形態の差別への対処については、パラ 6、9、16、18、38、39、40 のとおり。

62 日本司法支援センター（法テラス）では、利用者

からの問合せに応じて、マイノリティの女性に対する偏見・差別を含む法的問題の解決に役立つ法制度及び相談窓口に関する情報を無料で提供している。

問 24 気候変動及び災害リスク低減および管理

女性に対する気候変動の不均衡な影響に関して、及び委員会の、気候変動における災害リスク低減のジェンダーに関する一般勧告第 37 号に沿って、締約国の気候変動緩和・エネルギー政策について、それらが女性の権利の保護促進をどのように具体的に確保するのかについて詳しく述べてください。報告期間中の中央防災会議のメンバーの女性割合に関してデータとともに明らかにしてください。また、委員会の前回総括所見の勧告（para. 45）に関連して、地方公共団体防災会議のメンバーの女性割合もデータとともに報告してください。締約国の気候変動への適応と災害リスク低減の枠組みにジェンダーの視点を取り入れる規定を示してください。

＜NGO 回答＞

1　2050 年までに温室ガス排出ゼロ「脱炭素社会の実現」宣言が首相によってなされた（2020 年 10 月）。しかし政府の脱炭素社会の鍵は、太陽電池などの技術革新、デジタル化による成長経済戦略であり、女性の権利の保護促進、女性の意思決定への平等な参画への言及はない。策定中のエネルギー政策では、2030 年の主力電源に占める原発比率は 20%から 22%と現状維持が明言されており、脱炭素社会は、あくまで原発との併存であることは明確である。この背景には一般勧告 37 号にある女性の意思決定への参画が保障されていないことがある。

2　中央防災会議・地方防災会議の女性比率は、目標値である 3 割には程遠い。特に市町村レベルでは 8.8%と 5 年間で 1%しか増えていない。その背景には、防災会議の構成が既成の組織代表のために女性の参画は限られること、専門家枠に男性偏重の構造があることなどがあげられる。真の女性の声が会議で反映されるためには女性の主体的な参画を促進するための公募の実施など制度の変革が求められる。

3　第５次基本計画では、「第８分野　防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進」とあるが、環境に関する成果目標は設定されていない。

　災害リスク削減に関しては、防災基本計画やジェンダーの視点を取り入れた避難所運営や防災・復興のガイドラインが作成され、第 5 次基本計画にも男女共同参画の視点からの取り組みの推進が明記された。しかし被災現場において平常時からの女性の意思決定への参画が進んでいないため、ガイドラインが活用されているとは言いがたい。気候変動に関しては規定がなく、提示された「気候変動適応計画骨子案」にもジェンダーの視点は取り入れられていない。そもそも、適応のもとになる気候変動の影響評価に当たり、ジェンダー影響評価が不可欠という視点がない。

＜政府報告＞

63 第５次基本計画は、次のことを定めている。（１）国の災害対応において男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める。 （２）意思決定の場や災害対応の現場への女性の参画、男女別データの作成・活用、災害から 受ける影響やニーズの違いに配慮した取組及び避難生活における安全・安心の確保など、 地方公共団体の男女共同参画の視点からの取組を推進する。 （３）気候変動問題等の環境問題への対応において、国際的な潮流を踏まえ、政策・方針決定 過程への女性の参画拡大を図るとともに、具体的な取組に男女共同参画の視点が反映されるよう積極的に取り組む。 2019 年に閣議決定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」は、SDGs 全体の達成 に向けて、気候変動以外の SDGs の要素とも整合的に気候変動対策を進めていく必要があること を定めている。

64 中央防災会議のメンバーの中に占める女性の割合は次のとおりである。注：データ表は参画局 HP 参照

65 地方自治体の防災会議のメンバーの中の女性の割合は次のとおりである。2021 年度内をめど に、地方公共団体の取組状況のフォローアップを行い、公表するとともに、今後、毎年継続的 なフォローアップを行う。注：データ表は参画局 HP 参照

66 気候変動適応と災害リスク削減に関連する第５次基本計画の規定はパラ 63 のとおり。中央防災会議が決定している「防災基本計画」もジェンダーの視点を取り入れた様々な規定を設けている（詳細は別添資料 11 のとおり。）。2020 年５月に、地方公共団体に対し、「災害対応力を 強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の活用を依頼し、第５次基本計画でその活用徹底を定めている。

問 25 結婚および家族関係

委員会の前回総括所見の勧告（paras.49(a)(b)）に照らして、離婚しようとする女性に配偶者の経済的状況に関する情報へのアクセスを提供することを含む、離婚する夫婦のための明確な手続きによる、婚姻財産の分配を管理するために締約国によって取られた措置を示してください。両親が離婚する際の子どもの福利の保障を確保するために締約国によって取られた措置について詳しく述べてください。報告によると、婚外子について言及する際、「嫡出でない子」という法律用語がいまだに使用されています。そのような用語を撤廃し、未婚の母から生まれる子どもに対する社会的差別を撤廃するための具体的な措置について報告してください。

＜NGO 回答＞

1 財産分与については前回の総括所見以降、制度や運用について大きな変化はない。判決取得後の強制執行の際の情報取得については若干の法改正がなされたが、財産分与の利の確定場面である係争段階での相手方の資産については、夫婦別産制を根拠に、財産分与を請求する側が解明する手段は限られているままである。

2 離婚の際の子どもの福祉の確保については、執行場面での財産開示や第三者からの情報取得手続等、履行確保の制度が強化されたものの不払問題は解決されておらず、養育費については、取り決めがないだけでなく、あっても支払いが続かないケースもあり、実際に受け取っている母子世帯は全体の 24.3%にとどまる(2016 年)。政府において養育費の立替払いを含めて検討がされているが、実現

していない。他方、離婚後の子どもとの接触については、政府において共同親権制度の検討が開始されており、また面会交流については裁判所では実施を原則とする運用もみられるが、DV による女性や子どもへの危険や精神面や社会生活面での悪影響が軽視されているという批判もある。

3　出生届には「嫡出子」「嫡出でない子」の記載欄があり、2010 年に一部運用上の変更があったが法改正ではないため、自治体窓口では「嫡出でない子」の記載強要が繰り返されている。戸籍の続柄差別記載も一部で残っている。

法制審議会民法（親子法制）部会における嫡出推定の見直し論議の中で、「嫡出用語」の見直しの意見が出たが、2021 年の中間試案には含まれず、また、法務省は、法制審議会の親子法改正に関する答申に、嫡出概念の廃止や嫡出用語の廃止を盛り込むことに否定的である。

＜政府報告＞

67 民法は、離婚に伴う財産分与について規律し、財産分与の方法について何らの制限をしていない。また、当事者間に財産分与の協議が調わない場合の家庭裁判所での手続きを明確に定めている。2020 年 4 月から施行した改正民事執行法は、判決等の債務名義を有する債権者が債務者以外の第三者から債務者の財産に関する情報を取得する手続きを新設し、財産開示の強化も行った。この改正により、離婚を考えている女性は、配偶者が養育費を支払わない場合には、裁判所を通じて、銀行、登記所、市町村から債務者の預貯金、不動産及び勤務先の情報を取得することが可能となった。第５次基本計画では、養育費の支払い確保に向けた調査・検討、養育費制度を見直すための 法改正の検討及び安全・安心な面会交流のための具体策の検討が掲げられ、必要な検討が行われている。 我が国の民法においては、妻が婚姻中に懐胎した子は夫の子である可能性が高く、婚姻を基礎として当然に嫡出子と推定することが子の利益の保護に資すること、他方で、そのような婚姻という推定の基礎がない嫡出でない子については、任意又は訴えによる認知によって父子関係を生じさせることが子の利益に合致することを踏まえ、父子関係の定め方等について嫡出子と嫡出でない子とで異なる規律を定めている。「嫡出でない子」という用語は、あくまで法律上の婚姻関係にない男女の間に出生した子を意味するもので、差別的な意味合いはない。2013 年に施行された改正民法は、嫡出子と嫡出でない子の相続分を同等と定めている。